

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 8 月14日

【会社名】 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ
(Nomura Europe Finance N.V.)

【代表者の役職氏名】 社長兼業務執行取締役
(President & Managing Director)
土 居 展 陽
(Nobuaki Doi)

【本店の所在の場所】 オランダ王国 アムステルダム市1096HA
アムステルブライン 1 レンブラント・タワー19階
(Rembrandt Tower 19th floor, Amstelplein 1, 1096HA Amsterdam,
The Netherlands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴 田 弘 典

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 安 藤 紘 人
弁護士 中 島 庸 元
弁護士 紀 伊 裕 太 郎

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1107
03-6775-1926
03-6775-1343

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 有価証券信託受益証券

【届出の対象とした募集金額】 申込期間（2026年 1 月22日から2027年 2 月24日まで）
各本受益権（以下に定義する。）ごとに、500億円を上限とする。
* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年12月19日付で提出した有価証券届出書（訂正を含む。）の記載事項について、2026年8月13日に当社が有価証券報告書を提出したことに伴い、関連する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものがあります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

（注）訂正箇所は、主要な財務数値の箇所を除き、____ 罫で示しております。

第三部【追完情報】

<訂正前>

1 事業等のリスク

発行会社が2025年8月13日に関東財務局長に提出した有価証券報告書および2025年12月22日に関東財務局長に提出した半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載の「事業等のリスク」については、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正届出書提出日（2026年7月30日）までの間における、変更および追加事項は以下のとおりである。

また、当該有価証券報告書等中には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本訂正届出書提出日（2026年7月30日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

以下に述べるリスクが実際に生じた場合、当社のビジネスや財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に悪影響を及ぼす可能性がある。これらは、本書提出日現在で当社が判断したものであるが、現時点では確認できていない追加的リスクや現在は重要ではないと考えるリスクも当社に悪影響を与える可能性がある。

<当社固有のリスク>

(1) オペレーショナル・リスク

当社では、オペレーショナル・リスクを内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクあるいは非財務的影響と定義している。この定義には、戦略リスク（経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク）およびレピュテーション・リスクは含まれないが、オペレーショナル・リスクの顕在化の結果、野村グループ各社の評判の悪化に至ることもあるため、オペレーショナル・リスクとレピュテーション・リスクは密接に関連する。

なお、当社は、野村グループのオペレーショナル・リスク管理の枠組に全面的に統合されている。

(2) 市場リスク

市場リスクは、市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券等の価格）の変動により、保有する金融資産および金融負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスクである。

ただし、当社は貸付金およびメディアム・ターム・ノートのエクスポージャーを経済的にヘッジするためにデリバティブ取引を行っており、市場リスクは最小限に抑えられている。

(3) 信用リスク

信用リスクとは、債務者が、債務不履行、破産、または法的手続等の結果として、予め合意した条件通りに契約上の義務を履行できないことにより損失を被るリスクをいい、オフ・バランス資産に係る損失を含む。当該リスクはまた、カウンターパーティの信用評価調整により損失を被るリスクを含む。
当社の金融商品の取引相手は野村グループのみであるため、信用リスクは最小限に抑えられている。

(4) 資金流動性リスク

信用力の低下もしくは市況環境の悪化等により必要な資金の確保が困難となる、または、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクである。当社は、野村グループの資金調達会社としての主要な役割を果たすことから、当社の活動は野村グループの流動性リスク管理のフレームワークの中に統合されている。

(5) その他

収益環境の悪化または業務運営の効率性もしくは有効性の低下により、収益がコストをカバーできなくなるリスクであるビジネス・リスク、当局による規制の導入・改正・撤廃により新たな義務が課せられるまたは費用が発生する等のリーガル・リスクがある。

<野村グループのリスク>

当社の金融商品の取引相手先は野村グループのみであるため、野村グループの経営成績および財政状態の悪化は、当社のビジネスや経営に悪影響を与える可能性がある。当社が本書提出日現在において、野村グループのリスクとして認識している事項は以下のとおりである。

目次

経営環境に関するリスク

1．野村グループのビジネスは日本経済および世界経済の情勢ならびに金融市場の動向（地政学的イベント含む）により重大な影響を受ける可能性がある

- (1) 野村グループがビジネスを行う国・地域における政府・金融当局による政策の変更が、野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある
- (2) 市場低迷の長期化や市場参加者の減少が流動性を低下させ、大きな損失が生じる可能性がある
- (3) 自然災害、地政学的イベント、感染症等により野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

2．金融業界は激しい競争に晒されている

- (1) 他の金融機関や非金融企業の金融サービス等との競争が激化している
- (2) 金融グループの統合・再編、各種業務提携や連携の進展により競争が激化している
- (3) 戦略的提携や出資、新規事業の立ち上げなどが、野村グループに重大な影響をもたらす可能性がある
- (4) 野村グループの海外ビジネスは激しい競争に晒されており、ビジネス・モデルの更なる見直しが必要となる可能性がある

3．市場リスクや資金流動性リスクだけではなく、イベント・リスク（地政学リスク含む）も野村グループのトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせる可能性がある

4．気候変動やそれに関わる各国の政策変更などを含む、サステナビリティの要素が野村グループの事業に影響を及ぼす可能性がある

事業に関するリスク

5．野村グループのビジネスは業務遂行にあたってさまざまな要因により損失を被る可能性がある

- (1) トレーディングや投資活動から大きな損失を被る可能性がある

- (2) 証券やその他の資産に大口かつ集中的なポジションを保有することによって、野村グループは大きな損失を被る可能性がある
- (3) ヘッジ戦略により損失を回避できない場合がある
- (4) 野村グループのリスク管理方針や手続きがリスクの管理において十分に効果を発揮しない場合がある
- (5) 市場リスクによって、その他のリスクが増加する可能性がある
- (6) 野村グループの仲介手数料やアセット・マネジメント業務からの収入が減少する可能性がある
- (7) 野村グループの投資銀行業務からの収入が減少する可能性がある
- 6. 野村グループに債務を負担する第三者がその債務を履行しない結果、損失を被る可能性がある
 - (1) 大手金融機関の破綻が金融市場全般に影響を与え、野村グループに影響を及ぼす可能性がある
 - (2) 野村グループの信用リスクに関する情報の正確性、また信用リスク削減のために受け入れている担保の十分性については、必ずしも保証されたものではない
 - (3) 野村グループの顧客や取引相手が政治的・経済的理由から野村グループに対する債務を履行できない可能性がある
- 7. モデルに誤りがある場合、またはモデルを不正確もしくは不適切に使用した場合、意思決定を誤り、財務的損失を被る可能性や、顧客からの信頼低下を招く可能性がある
- 8. 野村ホールディングス株式会社は持株会社であり、野村ホールディングス株式会社の子会社からの支払に依存している
- 9. 投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券について野村グループが期待する収益を実現できない可能性がある
- 10. 野村グループが提供したキャッシュ・リザーブ・ファンドや債券に損失が生じることで顧客資産が流出する可能性がある

財務に関するリスク

- 11. 連結貸借対照表に計上されているのれんおよび有形・無形資産にかかる減損が認識される可能性がある
- 12. 資金流動性リスクの顕在化によって野村グループの資金調達能力が損なわれ、野村グループの財政状態が悪化する可能性がある
 - (1) 野村グループが無担保あるいは有担保での資金調達ができなくなる場合がある
 - (2) 野村グループが資産を売却できなくなる可能性がある
 - (3) 信用格付の低下により、野村グループの資金調達能力が損なわれる可能性がある
- 13. 連結財務諸表に計上されている関連会社およびその他の持分法投資先の株価が一定期間以上大幅に下落した場合には減損が認識される可能性がある

非財務リスク

- 14. オペレーショナル・リスクの顕在化により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある
- 15. レピュテーション・リスクの顕在化により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある
- 16. 野村グループの財務報告に関する内部統制に開示すべき重要な不備が特定され、財務報告に係る内部統制が有効に機能しない可能性がある
- 17. 役職員または第三者による不正行為や詐欺その他の犯罪により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある
- 18. 利益相反を特定し適切に対処することができないことにより、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある
- 19. 野村グループのビジネスは、重大なリーガル・リスクおよびレギュラトリー・リスクに影響される可能性がある
 - (1) 野村グループのビジネス等に起因した法的責任が発生し、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある

- (2) 規制による業務制限や、行政処分等による損失が発生し、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある
- (3) 金融システム・金融セクターに対する規制強化の進行が、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある
- (4) 経営状況、法的規制の変更などにより、繰延税金資産の計上額の見直しが行われ、野村グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性がある
- (5) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策へ適切に対処できなかった場合には、行政処分や罰金等の対象となる可能性がある

20. 野村グループの保有する個人情報の漏洩により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

21. 野村グループの情報システムが適切に稼働しないこと、外部からのサイバー攻撃による情報漏洩または十分なサイバーセキュリティを維持するために必要な費用負担により、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある

22. 人材の確保・育成ができないことにより、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

経営環境に関するリスク

1. 野村グループのビジネスは日本経済および世界経済の情勢ならびに金融市場の動向（地政学的イベント含む）により重大な影響を受ける可能性がある

野村グループのビジネスや収益は、日本経済および世界経済の情勢ならびに金融市場の動向により影響を受ける可能性がある。また、各国の経済情勢や金融市場の動向は、経済的要因だけではなく、武力紛争、テロ行為、経済・政治制裁、世界的流行病、地政学的リスクの見通しまたは実際に発生した地政学的イベント、あるいは自然災害などによっても影響を受ける可能性がある。このような事象が生じた場合、金融市場や経済の低迷が長期化し、野村グループのビジネスおよび業務継続態勢に影響が及ぶとともに、大きな損失が発生する可能性がある。あるいは金融市場に限らず、例えば日本が直面する人口高齢化や人口減少の長期的傾向等の社会情勢は、野村グループの事業分野において、需要を継続的に圧迫する可能性がある。なお、野村グループのビジネス・業務運営に影響を与える金融市場や経済情勢に関するリスクには以下のものが含まれる。

(1) 野村グループがビジネスを行う国・地域における政府・金融当局による政策の変更が、野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある

野村グループは、国内外の拠点網を通じて、グローバルにビジネスを展開している。したがって、野村グループがビジネスを行う国・地域において、政府・金融当局が財政および金融その他の政策を変更した場合、野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある。具体的には、日本を含む多くの主要各国の中央銀行による金融政策が変更され、それにとともなう金利や利回りの変動等が進んだ場合、顧客向け運用商品の提供やトレーディング活動または投資活動等に影響を及ぼす可能性がある。2025年には、日本銀行が1月と12月に政策金利を引き上げるなか、10年国債利回りは年間を通じて約1%上昇した。また、2026年2月の衆議院議員選挙に際しては、主要政党が軒並み消費税率引き下げを掲げる中で、国債市場が不安定化する局面が見られた。また、2026年4月には、米国とイランの和平協議の決裂を受けて、日本国債利回りは約30年ぶりの高水準に達した。米国における現政権下の政策運営に対する不確実性が市場の変動要因となりえる。

(2) 市場低迷の長期化や市場参加者の減少が流動性を低下させ、大きな損失が生じる可能性がある

市場低迷が長期化すると、野村グループの業務に関連する市場において取引量が減少し、流動性が低下する。また、規制強化を背景とする金融機関の市場関連業務の縮小も市場の流動性に影響を与える。この結果、市場において、野村グループは、自己の保有する資産を売却またはヘッジすることが困難になるほか、当該資産の市場価格が形成されず、自己の保有する資産の時価を認識できない可能性がある。特に店頭デリバティブ等においてはポジションのすべてを適切に解消し、またはヘッジすることができない場合

に大きな損失を被る可能性がある。さらに、市場の流動性が低下し、自己の保有するポジションの市場価格が形成されない場合、予期しない損失を生じることがある。

野村グループは、これらの市場リスクおよび市場流動性リスク等を日々計測し、事前に設定したリミットを超過する場合は即座の対応をとる等のリスク管理体制を整備している。

(3) 自然災害、地政学的イベント、感染症等により野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

想定を上回る規模の災害、地政学的イベント、感染症等により、野村グループの役職員、施設やシステム、通信ネットワーク等が機能しなくなり、業務の継続が困難になる可能性がある。特に、野村グループが本社を構える日本は地震や津波などの自然災害が多く、主要拠点が集中する地域で大規模な地震等が発生した場合、野村ホールディングス株式会社の業務遂行能力や財務状態あるいは業績に深刻な影響が生じる可能性がある。地政学的イベントには、武力紛争および軍事的緊張の高まり、テロ行為の他、政情不安、貿易分断化のような事象を含む。

これらのリスクに備え、野村グループは不測の事態に備えた業務継続計画を策定するとともに、役職員の安否確認訓練などの危機管理訓練を行っている。万が一不測の事態が生じた際には対策本部を設置し、役職員等の安否確認、安全確保、被害拡大の防止、および業務継続態勢を維持するために適切な措置を講じる体制を整えている。これらを含め、オペレーショナル・レジリエンス(システム障害、サイバー攻撃、自然災害等が発生しても、重要な業務を最低限維持すべき水準において提供し続ける能力)の確保に向けて取り組んでいる。

2. 金融業界は激しい競争に晒されている

野村グループのビジネスは激しい競争に晒されており、この状況は今後も続くことが予想される。野村グループは、取引執行能力や商品・サービス、イノベーション、評判(レピュテーション)、価格など多くの要因において競争しており、特に、仲介業務、引受業務などで激しい価格競争に直面している。

(1) 他の金融機関や非金融企業の金融サービス等との競争が激化している

金融業界において、野村グループは多種多様な競合企業との激しい競争に直面している。独立系証券会社や、商業銀行系の証券会社、日本に限らず各国に拠点を置く証券会社と競合している。その結果、特に、セールス・トレーディング、投資銀行業務、資産管理ビジネスの分野において、野村グループのシェアや取引手数料等に影響を及ぼしている。上記に加え、オンライン証券会社の台頭の他、デジタルイゼーションやデジタル・トランスフォーメーション(DX)と呼ばれる潮流によりフィンテック企業の台頭や非金融企業の金融サービス参入など、従来の業界領域を超え、競争が一層激化の様相を呈している。今後はAI技術の活用によるサービス態様の変化により、競争環境がさらに変化する可能性がある。野村グループはこうした競争環境の変化に対応するべく、既に多角的な取組みを始動させている。しかしながら、激化する競争環境において、このような取組みが野村グループのシェアの維持拡大に効果を発揮できない場合、ビジネス獲得の競争力が低下し、野村グループのビジネスおよび経営成績に影響が及ぶ可能性がある。

(2) 金融グループの統合・再編、各種業務提携や連携の進展により競争が激化している

金融業界において、金融機関同士の統合・再編が進んでいる。特に、大手の商業銀行、その他幅広い業容を持つ大手金融グループは、その傘下における証券業の設置および獲得ならびに他金融機関との連携に取り組んでいる。これら大手金融グループが、総合的な金融サービスをワンストップで顧客に提供すべく、グループ内での事業連携を引き続き強化している。具体的には、ローン、預金、保険、証券ブローカレッジ業務、資産運用業務、投資銀行業務など、グループ内での幅広い種類の商品・サービスの提供を進めており、この結果として金融グループの競争力が野村グループに対し相対的に高まる可能性がある。また、金融グループは、市場シェアを獲得するために、商業銀行業務その他金融サービスの収入により投資銀行業務や証券ブローカレッジ業務を補う可能性がある。また、グループの垣根を越えた商業銀行と証券業との提携や、昨今では新興企業を含む事業会社との提携等、業態・業界を超えた連携へと広がる傾向も

見られ、これらの大手金融グループの事業拡大や提携等による収益力の向上などにより、野村グループの市場シェアが低下する可能性がある。

(3) 戦略的提携や出資、新規事業の立ち上げなどが、野村に重大な影響をもたらす可能性がある

野村グループは、戦略的提携、買収やマイノリティー出資、新規事業の立ち上げなどを通じて、随時事業の拡大を図る可能性がある。しかしながら、規制上その他の理由により、これらの事業戦略の選定、評価、構築・実施が想定どおりにいかない場合等には、事業の拡大または競争力の維持もしくは向上、期待したとおりのシナジーその他の効果を得られない可能性がある。また、魅力的な投資・提携機会が限られる中で、他社との競争にさらされる可能性もある。これらの新たな戦略的提携、出資および事業活動は、より広範な顧客や取引先との取引、新たな資産クラスや新たな市場に関わることによりリスクが増加する可能性がある。

(4) 野村グループの海外ビジネスは激しい競争に晒されており、ビジネス・モデルの更なる見直しが必要となる可能性がある

海外には多くのビジネスの機会およびそれにとまなう競争が存在する。野村グループは、これらのビジネス機会を有効に活用するため、米国、欧州、アジアなどの重要な海外市場において他金融機関と競合している。野村グループは、ビジネス・ポートフォリオの見直し、および顧客ビジネスと成長地域への注力を行うべく、ビジネスプラットフォームの強化に取り組んでおり、2023年にキャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック・カンパニー・リミテッドの持分を売却したほか、2025年にはマッコーリー・マネジメント・ホールディングス・インク、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・ホールディングス(ルクセンブルグ) エス・アー・エール・エル、およびマッコーリー・インベストメント・マネジメント・ホールディングス(オーストリア) ゲー・エム・ベー・ハーの全持分を取得するなど、オーガニックだけでなくインオーガニックにもビジネスプラットフォームを適宜見直してきた。今後も、競争環境を俯瞰しながらビジネス・ポートフォリオ全体の見直しは継続し、各種リスクを考慮のうえで戦略を実行していくが、スピードも意識する必要がある中で想定以上の費用がかさんだり、財務、経営その他の資源を想定以上に投じることとなった場合などには、野村グループのビジネスおよび経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。また、戦略の土台となる想定が正しくなかった場合、得られる利益が想定以上に落ち込むなど、結果として野村グループのビジネスおよび経営成績に影響を与える可能性がある。さらに、戦略の実行にとまなう人員数や報酬の削減により、野村グループのビジネスの成功に必要な従業員の獲得および維持に悪影響が及ぶ可能性がある。また、経営体制の合理化が適切に行われなかった場合、野村グループがグローバルに展開するビジネスを適切に管理監督するための機能に影響を及ぼす可能性がある。

3. 市場リスクや資金流動性リスクだけではなく、イベント・リスク(地政学リスク含む)も野村グループのトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせる可能性がある

イベント・リスクとは、事前に予測が困難な出来事(例えば、自然災害、人災、流行病、テロ行為、武力紛争、政情不安、その他野村グループのビジネスや取引相手等に影響を与える出来事)によりマーケットに急激な変動がもたらされた場合に発生する潜在的な損失をいう。これらには、2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大、2022年のロシアによるウクライナへの侵攻、および中東における地政学的緊張、米国政権による各種政策運営に起因する突然かつ想定外の貿易環境や安全保障政策の急変などの社会的に重大な事象のほか、より個別具体的に野村グループのトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせるおそれのある、次のような出来事が含まれる。

- ・主要格付機関による、野村グループが保有するトレーディング資産や投資資産に関する信用格付の突然かつ大幅な格下げ
- ・野村グループのトレーディング戦略を陳腐化させ、競争力を低下させ、または実行不能にするような、トレーディング、税務、会計、金融規制、法律その他関連規則の突然の変更

・野村グループが関与する取引が予測不能な事由により遂行されないために野村グループが受け取るべき対価を受け取れないこと、または野村グループがトレーディングもしくは投資資産として保有する有価証券の発行会社の倒産や詐欺的行為もしくはこれらに対する行政処分等

4. 気候変動やそれに関わる各国の政策変更などを含む、サステナビリティの要素が野村グループの事業に影響を及ぼす可能性がある

野村グループは、気候変動を主要なグローバル課題の1つであると認識している。気候変動がもたらす直接的な影響（物理的リスク）と、それにともなうビジネス環境の変化（移行リスク）により野村グループは損失を被る可能性がある。

また、野村グループは、グローバルな金融サービス・グループとして、環境・社会課題の解決に資する幅広いソリューションを提供している。しかしながら、サステナビリティを取り巻く環境の変化は速く、事業活動において環境や人権などへの配慮が十分でないと見做されたり、脱炭素化やその他サステナビリティ関連の取り組みなどを進めていく顧客に対して十分なサービス提供ができない場合がある。さらに、各国の規制や市場の期待等は急速に変化し続けており、対立する見解やアプローチが生じることがある。その結果、野村グループのサステナビリティ関連の情報開示や規制対応が不十分である、あるいはそのように見做される場合や、逆に自主的なイニシアティブへの参画などを含む野村グループの取り組みが一部ステークホルダーから否定的に受け取られる場合には、訴訟提起や一定の行政上の措置が課される可能性がある。これらの結果として野村グループのレピュテーション、経営成績や財政状態に悪影響が及ぶ可能性がある。

事業に関するリスク

5. 野村グループのビジネスは業務遂行にあたってさまざまな要因により損失を被る可能性がある

(1) トレーディングや投資活動から大きな損失を被る可能性がある

野村グループは顧客取引および自己売買のために、債券市場や株式市場等でトレーディング・ポジションと投資ポジションを保有している。野村グループのポジションは金利、為替、クレジット、証券化商品、株式などさまざまな種類の資産によって構成されており、その中にはデリバティブ、レポおよびローンなどの取引も含まれる。これらの資産が取引される市場の変動は、当該資産のポジションの価値に影響を及ぼす可能性がある。そのため、野村グループはさまざまなヘッジ手法を用いてポジション・リスクの軽減に努めているが、それでも資産価格が大きく変動した場合、もしくは、金融システムに過大な負荷がかかることで市場が野村グループの予測していない動きをした場合、野村グループは損失を被る可能性がある。また、暗号資産の価格については、業界の動向や暗号資産の規制などさまざまな要因により大きく変動する可能性がある。

野村グループのビジネスは市場のボラティリティ水準の変化に影響を受けており、今後も継続して影響を受ける可能性がある。トレーディングや裁定取引の機会は市場のボラティリティに依存しており、ボラティリティが低下した場合は取引機会が減少し、これらのビジネスの結果に影響を与える可能性がある。一方、ボラティリティが上昇した場合は取引量が増加し、バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）で計測されるリスク量が増大することがある。また過度なボラティリティの上昇や価格スプレッドの拡大が生じた場合、野村グループはマーケットメイクや自己勘定投資においてより高いリスクに晒される可能性がある。そのため、必要に応じてこれらのビジネスの既存ポジションまたは取引量を減らすことがある。

野村グループは資本市場における取引を円滑に進めるために、引受業務やトレーディング業務にともない比較的大きなポジションを保有することがある。また、野村グループが投資商品の開発を目的として試験的なファンドを設定してポジションを保有し、投資商品の設定・維持を目的として資金を出資することがある。野村グループは市場価格の変動によりこれらのポジションから大きな損失を被る可能性がある。

加えて、野村グループが担保を提供する取引においては、担保資産価値の大幅な下落や、野村グループの信用格付の引下げ等によって信用力低下にともなう追加担保の提供義務が生じた場合は、取引コストの上昇および収益性の低下を招く可能性がある。一方、担保の提供を受ける取引においては、担保資産価値

や信用力の下落が顧客取引の減少につながり、それにとまう収益性の低下を招く可能性がある。信用格付の低下に関しては下記「3 事業等のリスク 財務に関するリスク 12. 資金流動性リスクの顕在化によって野村グループの資金調達能力が損なわれ、野村グループの財政状態が悪化する可能性がある(3) 信用格付の低下により、野村グループの資金調達能力が損なわれる可能性がある」を参照のこと。

(2) 証券やその他の資産に大口かつ集中的なポジションを保有することによって、野村グループは大きな損失を被る可能性がある

野村グループは、マーケットメイク、ブロック取引、引受業務、証券化商品の組成、プライム・ブローカレッジ取引、または、顧客ニーズに対応した各種ファイナンスおよびソリューション・ビジネス等においては、特定の資産を大口かつ集中的に保有することがあり、多額の資金をこれらのビジネスに投じている。その結果、しばしば特定の発行者または特定の業界、国もしくは地域の発行者が発行する証券または資産に大口のポジションを保有することがある。これらの資産の価格変動は、必要に応じたそれらポジションの処理・換金に重大な影響を与える可能性があり、大きなトレーディング損失を計上することがある。なお、一般に、取引相手としては商業銀行、ブローカー・ディーラー、清算機関、取引所および投資会社といった金融サービス業に携わる者に対するエクスポージャーが大きくなる傾向がある。

(3) ヘッジ戦略により損失を回避できない場合がある

野村グループはさまざまな金融商品や戦略を用いて、野村グループが顧客または自己のために行う金融取引から生じるリスク・エクスポージャーをヘッジしている。ヘッジ戦略が効果的に機能しない場合、野村グループは損失を被る可能性がある。野村グループのヘッジ戦略の多くは過去の取引パターンや相関性に根拠を置いている。例えば、ある資産を保有する場合は、それまでその資産の価値の変化を相殺する方向に価格が動いていた資産を保有することでヘッジを行っている。しかし野村グループは、さまざまな市場環境においてあらゆる種類のリスクに晒されており、過去の金融危機の際に見られたように、過去の取引パターンや相関性が維持されず、これらのヘッジ戦略が必ずしも十分に効果を発揮しない可能性がある。さらに、すべてのヘッジ戦略がすべての種類のリスクに対して有効であるわけではなく、リスクが適切に管理されていない場合には、特定の戦略がリスクを増加させる可能性がある。

(4) 野村グループのリスク管理方針や手続きがリスクの管理において十分に効果を発揮しない場合がある

リスクの特定、モニターおよび管理を行うための野村グループの方針や手続きが十分な効果を発揮しない場合がある。例えば、野村グループのリスク管理方法の一部は過去の金融市場におけるデータの動きに基づいて設計、構築されているが、将来の金融市場における個々のデータの振る舞いは、過去に観察されたものと同じであるとは限らない。その結果、将来のリスク・エクスポージャーが想定を超えて、大きな損失を被る可能性がある。また、野村グループが使用しているリスク管理方法は、市場、顧客等に関する公表情報または野村グループが入手可能な情報の評価をよりどころとしている。これらの情報が正確、完全、最新でない、または正しく評価されていない場合には、野村グループは、リスクを適切に評価できず、大きな損失を被る可能性がある。加えて、市場のボラティリティ等を要因として野村グループのリスク評価モデルが市場と整合しなくなり、適正な評価やリスク管理が行えなくなる可能性がある。さらに、リスク管理の方針や手続きが定められていたとしても、それらが実際に有効に機能するためには、適切に遵守される必要がある。また、組織の構造やガバナンスの枠組みに潜在的な問題がある場合、リスク管理にかかる役割や責任などについて意見の相違が生じる可能性がある。

(5) 市場リスクによって、その他のリスクが増加する可能性がある

前述の野村グループのビジネスに影響を与えうる可能性に加え、市場リスクがその他のリスクを増幅させる可能性がある。例えば、金融工学や金融イノベーションを用いて開発された金融商品に内在する諸リスクは市場リスクによって増幅されることがある。

また、野村グループが市場リスクによりトレーディングで大きな損失を被った場合、野村グループの流動性ニーズが急激に高まる可能性があり、一方で、野村グループの信用リスクが市場で警戒され、資金の調達が困難になる可能性がある。

さらに、市場環境が悪化している場合に、野村グループの顧客や取引相手が大きな損失を被り、その財政状態が悪化した場合には、顧客や取引相手に対する信用リスクが増加する可能性がある。

（６）野村グループの仲介手数料やアセット・マネジメント業務からの収入が減少する可能性がある

金融市場や経済情勢が低迷すると、野村グループが顧客のために仲介する証券取引の取扱高が減少するため、仲介業務にかかる収入が減少する可能性がある。また、近年、野村グループのアセット・マネジメント業務は、自律的成長に加え、マッコーリー・グループ・リミテッドの米国および欧州におけるパブリック・アセットマネジメント事業の買収などを通じて、その重要性を増している。そのため、このプラットフォームのさらなる成長は、野村グループの成長戦略における優先課題の一つとなっている。しかしながら、野村グループは、この戦略全体、または特にマッコーリー・グループ・リミテッドの米国および欧州におけるパブリック・アセットマネジメント事業の買収によって期待される利益を実現できない可能性がある。さらに、アセット・マネジメント業務は、市場の下落局面の影響を受ける。アセット・マネジメント業務については、多くの場合、野村グループは顧客のポートフォリオを管理することで報酬を得ており、その報酬額はポートフォリオの価値に基づいている。したがって、市場の低迷によって、顧客のポートフォリオの価値が下がり、解約等の増加や新規投資の減少が生じることによって、野村グループがアセット・マネジメント業務から得ている収入も減少する可能性がある。また、顧客の資産運用の趣向が変化し、預金などの安定運用や、相対的に低報酬率であるパッシブファンドなどへシフトすることで、これらの収入は減少する可能性がある。

（７）野村グループの投資銀行業務からの収入が減少する可能性がある

金融市場や経済情勢の変動によって、野村グループの行う引受業務やM&Aアドバイザリー業務などの投資銀行業務における案件の数や規模が変化する可能性がある。これらの業務の手数料をはじめとして、投資銀行業務からの収入は、野村グループが取り扱う案件の数や規模により直接影響を受けるため、野村グループの投資銀行業務および当該業務における顧客等に好ましくない形で経済または市場が変動した場合には、これらの収入が減少する可能性がある。

６．野村グループに債務を負担する第三者がその債務を履行しない結果、損失を被る可能性がある

野村グループの取引先は、ローンやローン・コミットメントに加え、その他偶発債務、デリバティブなどの取引や契約により、野村グループに対して債務あるいは担保差入れ等の一定の義務を負うことがある。これらの取引先が法的整理手続きの申請、信用力の低下、流動性の欠如、人為的な事務手続き上の過誤、政治的・経済的事象による制約など、さまざまな理由で債務不履行に陥った場合、野村グループは大きな損失を被る可能性がある。2024年3月期においては、英国における野村ホールディングス株式会社子会社とブローカーである業者との取引における決済不履行にともなう貸倒引当金（約140億円）の計上を行った。貸倒引当金の積立と維持は行っているが、当該引当金は、入手可能な限りの情報に基づく経営者の判断および仮定に基づいている。しかしながら、それらの情報が不正確または不完全であり、さらにそれらの情報に基づく判断および仮定が、場合によっては重大な誤りであると判断する可能性がある。

信用リスクは、第三者が発行する証券の保有、金融機関やヘッジファンドなどの野村グループの取引相手による未履行、決済機関・取引所・清算機関等のシステム障害などにより、証券・先物・通貨またはデリバティブ取引の執行が所定の期日に行われない場合からも生じる。

第三者の信用リスクに関連した問題には次のものが含まれる。

（１）大手金融機関の破綻が金融市場全般に影響を与え、野村グループに影響を及ぼす可能性がある

多くの金融機関の経営健全性は、与信、トレーディング、清算・決済など、金融機関間の取引を通じて密接に関連している。その結果、ある特定の金融機関に関する信用懸念や債務不履行が、他の金融機関の重大な流動性問題や損失、債務不履行を引き起こし、決済・清算機関、銀行、証券会社、取引所といった、野村グループが日々取引を行っている金融仲介機関にも影響を及ぼす可能性がある。また将来発生する債務不履行や債務不履行懸念の高まり、その他類似の事象が、金融市場や野村グループに影響を及ぼす可能性がある。

(2) 野村グループの信用リスクに関する情報の正確性、また信用リスク削減のために受け入れている担保の充分性については、必ずしも保証されたものではない

野村グループは信用に懸念のある顧客や取引相手、特定の国や地域に対するクレジット・エクスポージャーを定期的に見直している。しかし、債務不履行が発生するリスクは、粉飾決算や詐欺行為のように発見が難しい事象や状況から生じる場合がある。また、野村グループが取引相手のリスクに関し、すべての情報を手に入れることができない、あるいは情報を正確に管理・評価できない可能性がある。さらに、野村グループが担保提供を条件として与信をしている場合に、当該担保の市場価格が急激に下落して担保価値が減少した場合、担保不足に陥る可能性がある。

(3) 野村グループの顧客や取引相手が政治的・経済的理由から野村グループに対する債務を履行できない可能性がある

カントリー・リスクや地域特有のリスク、政治的リスクは、市場リスクのみならず、信用リスクに影響を与える可能性がある。現地市場における混乱や通貨危機のように、ある国または地域における政治的・経済的問題はその国や地域に所在するもしくは関係する顧客・取引相手の信用力や外貨調達力に影響を与え、結果として野村グループに対する債務の履行に影響を与える可能性がある。

7. モデルに誤りがある場合、またはモデルを不正確もしくは不適切に使用した場合、意思決定を誤り、財務的損失を被る可能性や、顧客からの信頼低下を招く可能性がある

野村グループでは、流動性の低いデリバティブ取引の評価や債務者の信用力の評価等を目的として、さまざまな業務でモデルを使用している。しかし、モデルは常に完璧とは限らず、モデルを使用することで、モデル・リスクが生じる可能性がある。モデルに誤りがある場合、またはモデルを不正確もしくは不適切に使用した場合、意思決定の誤り、財務的損失、または顧客からの信頼低下を招く可能性がある。野村グループは、モデルの開発、実装や使用に加え、有効なモデル検証プロセスやモデル・リスクを管理し、軽減するための体制を含むモデル・リスクの管理の枠組みを設置している。それにより、モデル・リスクの軽減に努めているが、それでも損失が出る可能性がある。

8. 野村ホールディングス株式会社は持株会社であり、野村ホールディングス株式会社の子会社からの支払に依存している

野村ホールディングス株式会社は持株会社であり、配当金の支払や負債の支払の資金について、野村ホールディングス株式会社の子会社から受領する配当金、分配金およびその他の支払に依存している。会社法などの法規制により、子会社への資金移動または子会社からの資金移動が制限される可能性がある。特に、ブローカー・ディーラー業務を行う子会社を含め、多くの子会社は、親会社である持株会社への資金の移動を停止または減少させる、あるいは一定の状況においてそのような資金の移動を禁止するような、自己資本規制を含む法規制の適用を受けている。例えば、野村ホールディングス株式会社の主要なブローカー・ディーラー子会社である野村證券株式会社、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インク、ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびノムラ・インターナショナル(ホンコン)リミテッドは、自己資本規制の適用を受けており、自己資本規制の変更や要求水準によっては、野村ホールディングス株式会社への資金移動が制限される可能性がある。野村ホールディングス株式会社は、関連する法規制に基づき野村グループ間における資金移動について日々確認し管理しているが、これらの法規制は野村ホールディングス株式会社の債務履行に必要な資金調達の方法を制限する可能性がある。

9. 投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券について野村グループが期待する収益を実現できない可能性がある

野村グループは、プライベート・エクイティ投資や野村ホールディングス株式会社が公正価値オプションを選択した関連会社株式を含む、多額の投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券を保有している。米国会計原則では、市場環境によってこれらの投資にかかる多額の損失が計上されることがあり、このことが野村グループの損益に大きな影響を与える。また、野村グループはこれらの投資持分証券・負債証券の売却を決定する可能性があるが、市場の環境によっては、これらの投資持分証券・負債証券を売却したい場合に、期待どおり迅速には、また望ましい水準では売却できない可能性がある。

10. 野村グループが提供したキャッシュ・リザーブ・ファンドや債券に損失が生じることで顧客資産が流出する可能性がある

マネー・マーケット・ファンド (MMF) やマネー・リザーブ・ファンド (MRF) といったキャッシュ・リザーブ・ファンドは低リスク商品と位置づけられている。しかし急激な金利上昇にともなうファンドの債券価格の下落による損失、債券のデフォルト、マイナス金利の適用による手数料チャージにより、元本割れを起こす場合がある。また、野村グループは運用による安定的な利回りが見込めないと判断した場合、これらのキャッシュ・リザーブ・ファンドに対し繰上償還や入金制限を行う可能性がある。

また、野村グループが提供した債券の発行体が債務不履行に陥り、利息や元本の支払が遅延する可能性がある。

上記事象の結果、野村グループは顧客の信頼を失う可能性があり、ひいては野村グループが保管する顧客からの預かり資産の流出もしくは預かり資産増加の妨げとなる可能性がある。

財務に関するリスク

11. 連結貸借対照表に計上されているのれんおよび有形・無形資産にかかる減損が認識される可能性がある

野村グループは、事業の拡大等のため、企業の株式などを取得し、または企業グループの一部の事業を承継しており、野村グループが有益と判断した場合にはこれらの活動を今後も継続して行う可能性がある。このような取得や承継は、米国会計原則に基づき、野村ホールディングス株式会社の連結財務諸表において、企業結合として認識され、取得価額は資産と負債に配分され、差額はのれんとした。

例えば、野村グループは2025年12月にマッコーリー・マネジメント・ホールディングス・インク、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・ホールディングス (ルクセンブルグ) エス・アー・エール・エル、およびマッコーリー・インベストメント・マネジメント・ホールディングス (オーストリア) ゲー・エム・ベー・ハーの全持分を取得し、150,976百万円ののれん、および118,201百万円の無形資産を連結貸借対照表に計上した。

これらの企業結合などにより認識されたのれんおよび有形・無形資産に対して減損損失やその後の取引にともなう損益が認識される可能性があり、野村グループの経営成績および財政状態に影響を与える可能性がある。

12. 資金流動性リスクの顕在化によって野村グループの資金調達能力が損なわれ、野村グループの財政状態が悪化する可能性がある

資金流動性、すなわち必要な資金の確保は、野村グループのビジネスにとって極めて重要である。野村グループでは、資金流動性リスクを野村グループの信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクと定義している。即時に利用できるキャッシュ・ポジションを確保しておくことに加え、野村グループは、レポ取引や有価証券貸借取引、長期借入金の利用や長期社債の発行、コマーシャル・ペーパーのような短期資金調達先の分散、流動性の高いポートフォリオの構築などの方法によって十分な資金流動性の確保に努めている。しかし、野村グループは一定の環境の下で資金流動性の低下に晒されるリスクを負っている。その内容は以下のとおりである。

（１）野村グループが無担保あるいは有担保での資金調達ができなくなる場合がある

野村グループは、借り換えも含めた日常の資金調達において、短期金融市場や債券発行市場での債券発行、銀行からの借入といった無担保資金調達を継続的に行っている。また、トレーディング業務のための資金調達活動として、レポ取引や有価証券貸借取引といった有担保資金調達を行っている。これらの資金調達ができない場合、あるいは通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる場合、野村グループの資金流動性は大きく損なわれる可能性がある。例えば、野村グループの短期または中長期の財政状態に対する評価を理由に、資金の出し手が資金提供を拒絶する可能性があるのは、次のような場合である。

- ・多額のトレーディング損失
- ・市場の低迷にともなう野村グループの営業活動水準の低下
- ・規制当局による行政処分
- ・信用格付の低下

上記に加え、市場金利の上昇、資金の出し手側の貸付能力の低下、金融市場やクレジット市場における混乱、投資銀行業や証券ブローカレッジ業、その他広く金融サービス業全般に対する否定的な見通し、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方など、野村グループに固有でない要因によって、野村グループの資金調達が困難になることもある。

（２）野村グループが資産を売却できなくなる可能性がある

野村グループが資金を調達できない、もしくは資金流動性残高が大幅に減少するなどの場合、野村グループは期限が到来する債務を履行するために資産を売却するなどの手段を講じなければならない。市場環境が不安定で不透明な場合には、市場全体の流動性が低下している可能性がある。このような場合、野村グループは資産を売却することができなくなる可能性や資産を低い価格で売却しなければならない可能性がある。結果的に野村グループの経営成績や財政状態に影響を与える場合がある。また、他の市場参加者が同種の資産を同時期に市場で売却しようとしている場合には、野村グループの資産売却に影響を及ぼすことがある。

（３）信用格付の低下により、野村グループの資金調達能力が損なわれる可能性がある

野村グループの資金調達は、信用格付に大きく左右される。格付機関は野村グループの格付の引下げや取下げを行い、または引下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に掲載することがある。格付の引下げがあった場合、野村グループの資金調達コストが上昇する可能性や、資金調達自体が制約される可能性がある。その結果、野村グループの経営成績や財政状態に影響を与える可能性がある。

さらに、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方といった、野村グループに固有でない要因によっても、野村グループの資金調達が困難になることもある。

13．連結財務諸表に計上されている関連会社およびその他の持分法投資先の株価が一定期間以上大幅に下落した場合には減損が認識される可能性がある

米国会計基準に基づいて、野村グループは上場している関連会社およびその他の持分法投資先の株式に投資しており、この投資は持分法で連結財務諸表に計上されている。野村グループが保有する関連会社の株式の市場価格が一定期間を超えて下落した場合において、価格の下落が一時的ではないと野村グループが判断したときには、野村グループは減損を認識しなければならない。このことは、野村グループの経営成績および財政状態に重要な影響を与える可能性がある。

非財務リスク

14．オペレーショナル・リスクの顕在化により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・システム・役職員の行動が不適切であること、機能しないこと、もしくは外生的事象から生じる財務上の損失、または非財務的影響を被るリスクをいう。また、オペレーショナル・リスクには、不正、コンプライアンス、リーガル、ITおよび情報セキュリティ、サードパーティに関するリスク、その他の非財務リスクが含まれる。かかるリスクが顕在化した場合には、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある。なお、オペレーショナル・リスクに関連する事項には、以下に記載した16番から22番までのものも含まれる。

15．レピュテーション・リスクの顕在化により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

レピュテーション・リスクとは、ステークホルダーから見て不適切、非倫理的、または野村グループの価値観や企業理念と矛盾していると判断される行為等があった場合に評判を損なうリスク、および、それにともない利益、資本、流動性が影響を受けるリスクを指す。野村ホールディングス株式会社 有価証券報告書（第122期）の「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載したような事象が発生する等して、かかるリスクが顕在化した場合、野村グループのビジネスの見通し、財務状況や経営成績に悪影響を与える可能性がある。

16．野村グループの財務報告に関する内部統制に開示すべき重要な不備が特定され、財務報告に係る内部統制が有効に機能しない可能性がある

野村ホールディングス株式会社は、金融商品取引法に基づいて、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、その結果を記載した内部統制報告書の提出を行っている。また、米国証券取引所上場会社として、米国サーベンス・オクスリー法に基づいて、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行っている。野村ホールディングス株式会社は、財務報告に係る内部統制の有効性および妥当性を確保するために必要な体制を整備している。しかしながら、野村グループの財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備が特定され、財務報告に係る内部統制が有効に機能しない可能性がある。

例えば、野村グループは2024年3月期の第4四半期において、提出済みの有価証券報告書に含まれる連結財務諸表に記載された連結キャッシュ・フロー計算書の一部の区分および表示に関する内部統制に重要な不備を特定した。これにより、野村グループは当該連結財務諸表および四半期連結財務諸表に含まれる連結キャッシュ・フロー計算書を訂正する必要が生じた。野村グループは、これらの重要な不備に対処するための多くの改善策を策定し、将来開示する有価証券報告書に含まれる連結キャッシュ・フロー計算書およびその他の連結財務諸表で同様の不備の発生の防止に取り組んだ。野村ホールディングス株式会社はこのように再発防止策を講じ、2024年3月31日に終了した会計年度以降、その会計年度の年度末日時点において、財務報告に係る内部統制が有効であると結論付けた。

野村グループの財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備が特定された場合、連結財務諸表およびその他財務情報において正確、迅速かつ信頼性のある方法で財務情報を提供することができない可能性や、連結財務諸表や他の定期的に行う開示において追加的な訂正が発生する可能性がある。これは、公表された財務諸表その他の情報に対する株主を含めた利用者の信頼を失わせることで、米国預託証券の価格を含めた株価を下落させる可能性だけでなく、資本市場へのアクセスが制限される可能性、顧客が野村グループとの取引を控える可能性、潜在的な規制当局の調査や制裁を受ける可能性がある。それが結果として野村グループの事業、業績、財務状況に対して重大で不利な影響を与える可能性がある。

17．役職員または第三者による不正行為や詐欺その他の犯罪により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループの役職員が、上限額を超えた取引、限度を超えたリスクの負担、権限外の取引や損失の生じた取引の隠蔽、顧客に対する犯罪行為や違法行為等の不正行為を行うことにより、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある。また、不正行為には、インサイダー取引、情報伝達行為や取引推奨行為等の役職員または第三者による野村グループやその顧客の非公開情報の不適切な使用・漏洩その他の犯罪も含まれ、その結果、野村グループが行政処分を受け、もしくは法的責任を負う可能性、または野村グループのレピュテーションや財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

また、野村グループは、第三者が行う詐欺的行為に直接または間接に巻き込まれる可能性がある。野村グループは、投資、融資、保証、その他あらゆる種類のコミットメントを含め、幅広いビジネス分野で多くの第三者と日々取引を行っているため、こうした第三者による詐欺や不正行為を防止し、発見することが困難な場合があり、こうした行為に巻き込まれることにより、野村グループの将来のレピュテーションや財政状態に影響が及び、野村グループが被る損失が多額になり、また野村グループに対する信頼が損なわれる等の悪影響を受けるおそれがある。

野村グループは、「野村グループ行動規範」を策定するとともに、コンプライアンス研修等の実施、内部通報制度での対応の充実等を通じて、その浸透と遵守を徹底することをはじめとする役職員や第三者による不正行為や詐欺的行為を防止または発見するための対策を講じているが、これらの実装済の対策または今後追加する対策により役職員や第三者による不正行為や詐欺的行為を常に防止または発見できるとは限らず、また、不正行為や詐欺的行為の防止・発見のために取っている予防措置がすべての場合に効果を発揮するとは限らない。そのような不正行為や詐欺的行為の結果として野村グループに対する行政上の処分または司法上の決定・判決等が行われれば、野村グループはビジネスの機会を喪失する可能性があり、また、顧客、特に公的機関が野村グループとの取引を行わない決定をした場合は、たとえ処分等が解除された後であっても、ビジネスの機会を喪失し、将来の収益や経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

野村ホールディングス株式会社の連結子会社である野村證券株式会社は、フィッシング詐欺等による証券口座への不正アクセス等により、第三者が顧客の資産を利用して有価証券等の売買等を行ったことにより発生した被害について、2025年1月以降に不正取引の被害にあった同社の顧客口座については、最大で不正取引が行われる前の状態に戻すことを含め、顧客ごとの個別の事情に応じて対応することとしている。足元では、関係各所との連携強化、顧客への注意喚起、本人認証手段の強化等により、同種事案の被害状況は従前に比べ落ち着いているものの、フィッシング等の手口は継続的に高度化・多様化しており、今後も同様の事案が再発する可能性がある。そのような事案に野村ホールディングス株式会社グループ又は顧客が巻き込まれた場合、また、被害補償やセキュリティ強化に向けた措置等が不十分とみなされた場合には、野村グループの将来のレピュテーションや財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

18. 利益相反を特定し適切に対処することができないことにより、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは、多様な商品およびサービスを個人、企業、他の金融機関および政府機関を含む幅広い顧客に対して提供するグローバルな金融機関である。それにともない、野村グループの日々の業務において利益相反が発生するおそれがある。利益相反は、特定の顧客へのサービスの提供が野村グループの利益と競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより発生する。また、適切な非公開情報の遮断措置または共有がされていない場合、特定の顧客との取引とグループ各社または他の顧客との取引が競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより利益相反が発生する可能性がある。野村グループは利益相反を特定し対処するための「野村グループ利益相反管理方針」に基づく利益相反管理体制を整備しているが、利益相反を特定、開示し、適切に対処することができなかった場合、またはできていないとみなされた場合には、野村グループのレピュテーションが悪化し、現在または将来の顧客を失い、行政処分、または訴訟の提起を生じさせる可能性があり、収益や経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

19. 野村グループのビジネスは、重大なリーガル・リスクおよびレギュラトリ・リスクに影響される可能性がある

野村グループが重大な法的責任を負うことまたは野村グループに対する行政処分がなされることにより、重大な財務上の影響を受け、または野村グループのレピュテーションが低下し、その結果、ビジネスの見通し、財政状態や経営成績に悪影響を与える可能性がある。また、野村グループや野村グループが業務を行う市場に適用される規制に重大な変更がなされた場合、これが野村グループのビジネスに悪影響を与える可能性がある。野村グループに対する主な訴訟その他の法的手続きについては、野村ホールディングス株式会社有価証券報告書(第122期)の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 22 コミットメント、偶発事象および債務保証」を参照のこと。

野村グループは、ビジネスにおいてさまざまなリーガル・リスクに晒されている。これらのリスクには、金融商品取引法およびその他の法令における有価証券の引受けおよび勧誘に関する責任、有価証券その他金融商品の売買から生じる責任、複雑な取引条件に関する紛争、野村グループとの取引にかかる契約の有効性をめぐる紛争、業務提携先との間の紛争ならびにその他の業務に関する法的賠償請求等が含まれる。野村グループは、重大な法的責任が発生した場合、専門家や第三者機関等にも助言を求め、適切な方針を策定の上、これらへの対応を行っているが、紛争等の動向によっては、野村グループのレピュテーションや財政状態に影響が及び、経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

(1) 野村グループのビジネス等に起因した法的責任が発生し、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある

市場の低迷の長期化または市場に重大な影響を与えるイベントの発生により、野村グループに対する賠償請求等が増加することが予想され、また、重大な訴訟を提起される可能性がある。これらの訴訟費用は高額にのぼる可能性もあり、訴訟を提起されることにより野村グループのレピュテーションが悪化する可能性もある。例えば、2022年3月期においては、米国における世界金融危機（2007～2008年）以前の取引に関連して、約620億円の法的費用（将来的な損失発生軽減を目的とした一定の取引を含む。）が認識された。さらに、適法な取引であったとしても、その取引手法によっては社会的非難の対象となってしまう場合もある。

これらのリスクの査定や数量化は困難であり、リスクの存在およびその規模が認識されない状況が相当期間続く可能性もある。

(2) 規制による業務制限や、行政処分等による損失が発生し、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある

金融業界は広範な規制を受けている。野村グループは、国内において政府機関や自主規制機関の規制を受けるとともに、海外においては業務を行っているそれぞれの国の規制を受けている。また、野村グループのビジネスの拡大とともに、適用される政府機関や自主規制機関の規制も増加する可能性や、法改正によって、これらの規制が強化される可能性がある。さらに、金融規制の体系の複雑化が進み、ある一国の規制が、当該国以外の活動に域外適用される可能性も増加している。これらの規制は、広く金融システムの安定や金融市場・金融機関の健全性の確保、野村グループの顧客および野村グループと取引を行う第三者の保護等を目的としており、自己資本規制、顧客保護規制、市場行動規範などを通じて野村グループの活動を制限し、野村グループの収益に影響を与えることがある。この他、従来の金融関連法制に加え、広く国際的な政治経済環境や政府当局の規制・法執行方針等によっても、野村グループのビジネスに適用・影響する法令諸規制の範囲が拡大する可能性がある。とりわけ、金融業界に対する各国の政府機関や自主規制機関による調査手続きや執行については、近年件数が増加し、また、それらによる影響はより重大なものになっており、野村グループもそのような調査手続きや執行の対象となるリスクに晒されている。この点、野村グループは、法令諸規制を遵守するため、随時モニタリングや社内管理体制の構築といった対策を講じてはいるが、法令諸規制に抵触することを完全には防ぐことができない可能性があり、仮に法令違反等が発生した場合には、罰金、一部の業務の停止、社内管理体制の改善等にかかる命令、もしくは営業認可の取消しなどの処分を受ける可能性がある。野村グループが行政上の処分または司法上の決定・判決等を受けた場合、野村グループのレピュテーションが悪化し、ビジネス機会の喪失や人材確保が困難になるといった悪影響を受ける可能性がある。また、それらの処分により、顧客（とりわけ公的機関）が野村グループとの金融取引を行わない決定をした場合は、たとえ命令等の処分が解除された後であっても、一定期間、野村グループがビジネスの機会を喪失する可能性がある。さらに、野村グループが国際的な制裁の対象地域で事業活動を行う場合には、当該事業活動が制裁規制に違反していなくても、一部の市場関係者が野村グループへの投資や野村グループとの取引を控える可能性がある。

(3) 金融システム・金融セクターに対する規制強化の進行が、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある

野村グループのビジネスに適用される規制が導入・改正・撤廃される場合、野村グループは、直接またはその結果生じる市場環境の変化を通じて悪影響を受けることがある。規制の導入・改正・撤廃により、野村グループの全部または一部の事業を継続することの経済合理性がなくなる可能性、もしくは規制の対応に膨大な費用が生じる可能性がある。

加えて、野村グループに適用される会計基準や自己資本比率・流動性比率・レバレッジ比率等に関する規制の変更が、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある。そうした新たな規制の導入または既存の規制の改正には、バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委員会」という。)によるいわゆるバーゼルと呼ばれる規制パッケージが含まれ、2017年12月には、バーゼルの最終規則文書が公表され、さらに、2019年1月には「マーケット・リスクの最終所要自己資本」にかかる最終文書が公表された。これらの最終文書に基づく改正後の自己資本比率およびレバレッジ比率の算出方法が、2025年3月末より野村ホールディングス株式会社に適用されている。

その他、2015年12月、金融庁は野村ホールディングス株式会社を国内のシステム上重要な銀行(以下「D-SIBs」という。)に指定し、2016年3月以降の追加的な資本賦課水準を3年間の経過措置はあるが0.5%とした。さらに、金融安定理事会(FSB)は、2015年11月にグローバルにシステム上重要な銀行(以下「G-SIBs」という。)に対して破綻時の総損失吸収力(以下「TLAC」という。)を一定水準以上保有することを求める最終文書を公表した。これを受けて、金融庁は、2018年4月に、本邦G-SIBsに加え、本邦D-SIBsのうち、国際的な破綻処理対応の必要性が高く、かつ破綻の際に我が国の金融システムに与える影響が特に大きいと認められる金融機関についても本邦TLAC規制の適用対象とする方針とし、2019年3月に当該方針に基づきTLAC規制にかかる告示等を公表した。野村ホールディングス株式会社は、現時点ではG-SIBsに選定されてはいないが、これにより、2021年3月末より本邦TLAC規制の適用対象に加えられることになった。これらの規制により、野村グループの資金調達コストが上昇する、あるいは野村グループのビジネス、資金調達活動や野村グループの株主の利益に影響を及ぼすような資産売却、資本増強もしくは野村グループのビジネスの制限を行わなければならない可能性がある。

(4) 経営状況、法的規制の変更などにより、繰延税金資産の計上額の見直しが行われ、野村グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性がある

米国会計基準に基づいて、野村グループは、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果をもとに見込まれる額を繰延税金資産として野村ホールディングス株式会社の連結貸借対照表に計上している。今後、経営状況の悪化、法人税率の引下げ等の税制改正、米国会計基準の変更などその回収可能性に変動が生じる場合には、野村ホールディングス株式会社の連結貸借対照表に計上する繰延税金資産を減額する可能性がある。その結果、野村グループの経営成績および財政状態に影響が生じる可能性がある。繰延税金資産の内訳については野村ホールディングス株式会社 有価証券報告書(第122期)の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 17 法人所得税等」を参照のこと。

(5) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策へ適切に対処できなかった場合には、行政処分や罰金等の対象となる可能性がある

近年、金融犯罪の手口は複雑化・高度化・多様化してきている。国際的にも武力紛争、テロ犯罪やサイバー攻撃の脅威が増す中、犯罪者やテロリスト等につながる資金を断つことの重要性は極めて高く、世界的に金融業界は対応の強化が求められている。野村グループではこのような状況に適切に対応するため、金融活動作業部会(FATF)の勧告や金融庁「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」等をはじめ各国の規制等に基づき、グループ全体で一貫したマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の態勢整備および強化に継続的に取り組んでいる。しかしながら、かかる対策が有効に機能せず、適用される規制に反する取引を未然に防ぐことができなかった場合またはそのような取引に適切に対処できなかった場合には、行政処分や罰金等の対象となる可能性がある。関連する処分等やその影響については「非財務リスク 19. 野村グループのビジネスは、重大なリーガル・リスクおよびレギュラトリー・リスクに影響される可能性がある (2) 規制による業務制限や、行政処分等による損失が発生し、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある」を参照のこと。

20．野村グループの保有する個人情報の漏洩により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは業務に関連して顧客から取得する個人情報を保管、管理している。近年、企業が保有する個人情報および記録への不正アクセスや漏洩にかかる事件や不正利用の事件が多数発生していると報じられており、また、顧客情報の不正取得や転職後の不正使用などのリスクも存在する。

野村グループは個人情報の保護に関する法令諸規則に基づき、個人情報の保護に留意し、適用されるポリシーや手続きを定め、セキュリティ対策を講じているが、仮に個人情報の重大な不正漏洩または不正利用が生じた場合には、野村グループのビジネスにさまざまな点で悪影響が及ぶ可能性がある。例えば、野村グループは、これらの法令諸規則を万が一違反した場合、規制当局から行政処分や罰則を受ける可能性があるほか、個人情報の漏洩（業務委託先による漏洩を含む）または不正利用により顧客に損失が生じた場合には、顧客から苦情や損害賠償請求を受ける可能性がある。また、自主的に、もしくは行政上の命令その他の規制上の措置の対応として行うセキュリティ・システムの変更により、追加的な費用が発生する可能性がある。また、顧客から預かった個人情報の利用が制限されることにより、既存事業や新規事業に悪影響を及ぼす可能性がある。更に、不正漏洩または不正利用の結果、野村グループに対するレピュテーションが悪化することによって、新規顧客が減少したり既存顧客を喪失したりするとともに、野村グループのブランド・イメージやレピュテーションの悪化の防止・抑制のために行う広報活動のために追加的な費用が発生する可能性がある。

21．野村グループの情報システムが適切に稼働しないこと、外部からのサイバー攻撃による情報漏洩または十分なサイバーセキュリティを維持するために必要な費用負担により、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループのビジネスは、個人情報および機密情報を野村グループのシステムにおいて安全に処理、保存、送受信できる環境に依拠している。野村グループは、過去において、野村グループのシステム上にある情報にアクセスしこれを入手することを企図した、または野村グループのサービスにシステム障害その他の損害をもたらすことを企図した不正アクセス、コンピューターウイルスもしくは破壊工作ソフトその他のサイバー攻撃の標的になってきたが、今後も再び標的になる可能性がある。また、近年、従業員の多くがネットワーク技術を利用してリモートワークを行っている。これにより、サイバー攻撃その他の情報セキュリティ侵害の対象となる可能性が高まる恐れがある。加えて、野村グループは暗号資産ビジネスを行っており、当該ビジネスにおいて利用している暗号資産ウォレットが、サイバー攻撃その他の情報セキュリティ侵害の対象となった場合、暗号資産の不正流出や損失が発生する可能性がある。さらに、野村グループはAI（生成AIを含む）利用の拡大に伴い、新たなリスクにも直面する可能性がある。AIの利用が適切に統治・管理されない場合、新たな情報漏洩、AIモデルの不正操作、これらを利用した不正行為やソーシャルエンジニアリング、ならびにサードパーティ・ベンダーリスクを引き起こす可能性がある。これらの脅威は、人為的なミスまたは技術的不具合から発生する場合もあるが、従業員などの内部関係者または海外の非国家主体および過激派組織などの第三者の悪意もしくは不正行為により発生する場合もある。また、野村グループのシステムが相互接続している外部事業者、証券取引所、決済機関またはその他の金融機関のいずれかがサイバー攻撃その他の情報セキュリティ侵害の対象となった場合、野村グループにもその悪影響が及ぶ可能性がある。当該事象により、野村グループのシステム障害、信用の失墜、顧客の不満、法的責任、行政処分または追加費用が生じる可能性があり、上記事象のいずれかまたはその全部の発生により、野村グループの財政状態および事業運営が悪影響を受ける可能性がある。

野村グループは、システムのモニタリングおよびアップデートを行うため多大な経営資源を継続的に投入し、かつシステム保護のため情報セキュリティ対策を講じているが、実施しているそれらの管理手段や手続きが、将来のセキュリティ侵害から野村グループを十分に保護できる保証はない。サイバー上の脅威は日々進化しているため、将来的には、現在の管理手段や手続きが不十分となる可能性があり、また、システム修正または強化のため、更なる経営資源を投入しなければならない可能性がある。

22．人材の確保・育成ができないことにより、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは、人材こそが野村グループの最大の財産であるとの理念のもと、人材の採用・育成・評価・配置および登用を1つのサイクルとしてとらえ、総合的な観点から各種の人材マネジメント施策に取り

組んでいる。こうした取組みの下、野村グループはグローバルに多くの人材を雇用しているが、差別、ハラスメント、各地の法規制や規範に反する等、人事・職場環境に関わる様々なリスクがともなう。また、報酬や労働環境、利用できる研修・福利厚生、雇用者としての評判などの要因により、人材確保は激しい競争となっており、適切な人材の確保や育成が想定どおりに進まない場合、野村グループのビジネスや業務運営に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、人材確保のための支出は野村グループの収益性を損なう可能性がある。加えて、人材育成や企業文化の定着には継続的かつ徹底した取組みが必要であり、当初の想定よりも時間がかかる可能性がある。

2 有価証券報告書等の提出日以後に生じた重要な事実

当社は、2026年5月14日に臨時報告書を提出した。当該臨時報告書の提出理由およびその他の記載内容は以下のとおりである。

(中略)

2026年7月29日に発表された本外国指標連動証券の保証会社である野村ホールディングス株式会社の2027年3月期第1四半期決算短信に含まれる主要な財務数値は以下のとおりである。

四半期連結財務諸表

本財務情報は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第5条第4項および米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（ただし、同基準第5条第5項に定める記載の省略を適用）に準拠して作成されている。

また、本財務情報は、原則として、野村ホールディングス株式会社の2026年3月期の有価証券報告書（2026年6月22日提出）および様式20-F（2026年6月22日に米国証券取引委員会に提出された年次報告書）の注記で開示した会計方針に従って作成されている。

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)			
	前期 (2026. 3. 31)	2027年3月期 第1四半期 (2026. 6. 30)	前期比増減
資産			
現金・預金：			
現金および現金同等物	4,298,693	4,859,544	560,851
定期預金	709,639	679,373	△30,266
取引所預託金およびその他の顧客分別金	640,642	620,598	△20,044
計	5,648,974	6,159,515	510,541
貸付金および受取債権：			
貸付金	7,745,214	8,159,132	413,918
顧客に対する受取債権	470,341	842,536	372,195
顧客以外に対する受取債権	1,345,631	1,230,092	△115,539
貸倒引当金	△18,381	△18,857	△476
計	9,542,805	10,212,903	670,098
担保付契約：			
売戻条件付買入有価証券	13,210,236	13,936,728	726,492
借入有価証券担保金	4,339,659	4,915,734	576,075
計	17,549,895	18,852,462	1,302,567
トレーディング資産および プライベートエクイティ・デット投資：			
トレーディング資産※	26,128,073	28,837,153	2,709,080
プライベートエクイティ・デット投資※	214,014	232,273	18,259
計	26,342,087	29,069,426	2,727,339
その他の資産：			
建物、土地、器具備品および設備			
(2026年3月31日現在 600,417百万円、			
2026年6月30日現在 618,628百万円の減価償却累計額控除後)	543,847	562,673	18,826
トレーディング目的以外の負債証券※	761,267	848,257	86,990
投資持分証券※	123,191	133,397	10,206
関連会社に対する投資および貸付金※	535,402	544,644	9,242
その他	1,598,457	1,840,733	242,276
計	3,562,164	3,929,704	367,540
資産合計	62,645,925	68,224,010	5,578,085

※担保差入有価証券を含む

(単位: 百万円)

	前期 (2026. 3. 31)	2027年3月期 第1四半期 (2026. 6. 30)	前期比増減
負債および資本			
短期借入	1,752,669	1,933,441	180,772
支払債務および受入預金:			
顧客に対する支払債務	1,598,758	1,895,009	296,251
顧客以外に対する支払債務	3,432,040	3,536,626	104,586
受入銀行預金	3,667,090	3,878,685	211,595
計	8,697,888	9,310,320	612,432
担保付調達:			
買戻条件付売却有価証券	15,233,838	16,108,510	874,672
貸付有価証券担保金	2,448,284	2,585,318	137,034
その他の担保付借入	384,156	386,081	1,925
計	18,066,278	19,079,909	1,013,631
トレーディング負債	12,915,584	15,431,403	2,515,819
その他の負債	1,813,635	1,723,659	△89,976
長期借入	15,544,956	16,751,565	1,206,609
負債合計	58,791,010	64,230,297	5,439,287
資本			
当社株主資本:			
資本金			
授權株式数	— 6,000,000,000株		
発行済株式数	— 2026年3月31日現在	3,088,562,601株	
	2026年6月30日現在	3,088,562,601株	
発行済株式数			
(自己株式控除後)	— 2026年3月31日現在	2,901,337,224株	
	2026年6月30日現在	2,922,592,249株	
	594,493	594,493	—
資本剰余金	706,261	663,809	△42,452
利益剰余金	2,013,986	2,151,990	138,004
累積的其他の包括利益	548,221	566,939	18,718
計	3,862,961	3,977,231	114,270
自己株式 (取得価額)			
自己株式数	— 2026年3月31日現在	187,225,377株	
	2026年6月30日現在	165,970,352株	
	△155,093	△142,956	12,137
当社株主資本合計	3,707,868	3,834,275	126,407
非支配持分	147,047	159,438	12,391
資本合計	3,854,915	3,993,713	138,798
負債および資本合計	62,645,925	68,224,010	5,578,085

(2) 四半期連結損益計算書

	(単位：百万円)		(%)
	2026年3月期 第1四半期 (2025. 4. 1 ~ 2025. 6. 30)	2027年3月期 第1四半期 (2026. 4. 1 ~ 2026. 6. 30)	対前年同期 比較増減率
収益：			
委託・投信募集手数料	100,606	128,178	27.4
投資銀行業務手数料	38,357	56,236	46.6
アセットマネジメント業務手数料	92,855	162,054	74.5
トレーディング損益	142,239	230,292	61.9
プライベートエクイティ・デット投資関連損益	6,330	564	△91.1
金融収益	649,561	698,543	7.5
投資持分証券関連損益	△377	6,792	—
その他	127,017	89,049	△29.9
収益合計	1,156,588	1,371,708	18.6
金融費用	633,273	684,994	8.2
収益合計 (金融費用控除後)	523,315	686,714	31.2
金融費用以外の費用：			
人件費	186,310	236,764	27.1
支払手数料	44,778	74,335	66.0
情報・通信関連費用	57,164	70,710	23.7
不動産関係費	15,965	18,742	17.4
事業促進費用	6,992	8,500	21.6
その他	51,824	66,124	27.6
金融費用以外の費用計	363,033	475,175	30.9
税引前当期純利益	160,282	211,539	32.0
法人所得税等	52,808	55,416	4.9
当期純利益	107,474	156,123	45.3
差引：非支配持分に帰属する当期純利益	2,909	10,562	263.1
当社株主に帰属する当期純利益	104,565	145,561	39.2
普通株式1株当たり：			
	(単位：円)		(%)
基本—			
当社株主に帰属する当期純利益	35.19	49.90	41.8
希薄化後—			
当社株主に帰属する当期純利益	34.04	48.34	42.0

(3) 四半期連結包括利益計算書

	(単位：百万円)		(%)
	2026年3月期 第1四半期 (2025. 4. 1～ 2025. 6. 30)	2027年3月期 第1四半期 (2026. 4. 1～ 2026. 6. 30)	対前年同期 比較増減率
当期純利益	107,474	156,123	45.3
その他の包括利益：			
為替換算調整額：			
為替換算調整額	△40,858	41,185	—
繰延税額	1,258	△912	—
計	△39,600	40,273	—
確定給付年金制度：			
年金債務調整額	△4,197	△3,387	—
繰延税額	△3	336	—
計	△4,200	△3,051	—
トレーディング目的以外の負債証券：			
トレーディング目的以外の負債証券の未実現損益	565	330	△41.6
繰延税額	△178	△104	—
計	387	226	△41.6
自己クレジット調整額：			
自己クレジット調整額	△3,880	△18,746	—
繰延税額	1,448	1,677	15.8
計	△2,432	△17,069	—
その他の包括利益合計	△45,845	20,379	—
包括利益	61,629	176,502	186.4
差引：非支配持分に帰属する包括利益	3,347	12,223	265.2
当社株主に帰属する包括利益	58,282	164,279	181.9

<訂正後>

1 事業等のリスク

発行会社が2026年8月13日に関東財務局長に提出した有価証券報告書に記載の「事業等のリスク」については、当該有価証券報告書の提出日以後、本訂正届出書提出日（2026年8月14日）までの間において生じた変更およびその他の事由はない。

また、当該有価証券報告書中には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本訂正届出書提出日（2026年8月14日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

2 有価証券報告書等の提出日以後に生じた重要な事実

該当事項なし。

第四部【組込情報】

<訂正前>

次に掲げる書類の写しを添付する。

(1) 有価証券報告書

事業年度（2025年3月期） 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
2025年8月13日 関東財務局長に提出

(2) 半期報告書

2025年9月中間期 自 2025年4月1日 至 2025年9月30日2025年12月22日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本書の添付書類としている。

<訂正後>

次に掲げる書類の写しを添付する。

(1) 有価証券報告書

事業年度（2026年3月期） 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日2026年8月13日 関東財務局長に提出

(2) 半期報告書

該当事項なし。

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本書の添付書類としている。

独立監査人の監査報告書

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイの株主および執行取締役御中

2026年3月31日に終了する事業年度のアニュアル・レポートに記載されている財務書類の監査に関する報告

監査意見

我々は、オランダのアムステルダムに拠点を置くノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイの2026年3月31日に終了する事業年度の添付財務書類監査を行った。

我々の意見では、財務書類が、欧州連合の採用する国際財務報告基準（以下、「EU-IFRSs」という。）およびオランダ民法典第2編第9章に準拠して、2026年3月31日に終了する事業年度のノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイの財政状態および同日に終了した事業年度の経営成績ならびにキャッシュ・フローについて真実かつ公正な概観を提供しているものと認める。

財務書類には以下のものが含まれる：

- ・2026年3月31日に終了する事業年度の財政状態計算書
- ・2026年3月31日に終了する事業年度の次の書類：損益計算書、包括利益計算書、持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書
- ・重要な会計方針情報およびその他の情報から成る財務書類に関する注記

監査意見の基礎

我々は、オランダの監査基準を含むオランダ法に準拠して監査を実施した。我々の負う責任については、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」セクションにおいてより詳細に記載されている。

我々は、公に取引されている事業体の財務諸表の監査に適用されるオランダにおける監査法人監督法（Wta、Audit Firm Supervision Act）、監査人独立性規制（ViO、職業監査人の倫理規定、独立性の規則）およびその他の関連する独立性の規制に準拠して、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイに対して独立性を保持している。さらに、我々は職業監査人の行為規制（VGBA、オランダにおける職業監査人の倫理規定）に準拠している。

我々は、意見の基礎を提供するための十分かつ適切な監査証拠を得たと判断している。

我々の意見の裏付けとなる情報

我々は、全体としての財務諸表に対する監査意見表明の基礎となる監査手続を立案した。我々の意見の裏付けとなる以下の情報および指摘事項は、この中で対応した事項であり、我々は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

事業に対する理解

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイ（以下、「会社」という。）は、野村ホールディングス株式会社（以下、「NHI」という。）の100%子会社である。会社は、グローバルなデット・キャピタル・マーケットから資金調達し、野村グループへの国際的な資金支援を行うといった活動等を通じて、NHIおよびその子会社（野村グループ）を支援することを目的としている。また、東京証券取引所に上場している日本預託証券（JDR）形式のメディアム・ターム・ノートも発行しており、これらの債券の契約上の金額は様々な指数に連動する可能性がある。会社は、リスク管理の観点から、指数の変動リスクを経済的にヘッジするため、グループ内の他の事業体との間でデリバティブ取引を行っている。我々は、会社の業務および我々のリスク評価によってもたらされる多くの領域について、特に注意を払って監査を実施した。

我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手するために、重要性を判断し、不正または誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの識別および評価を行った。

重要性

重要性	3,835百万円 (前事業年度: 3,638百万円)
適用した指標	当事業年度における「社債およびその他の借入金」および「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債」の0.5% (前事業年度: 0.5%)。
説明	「社債およびその他の借入金」および「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債」の合計額が財務書類利用者にとって最も重要な指標であると判断したため、これらの勘定科目を使用した。我々は前事業年度と整合するように重要性を決定した。

また我々は、定性的な理由から財務書類利用者にとって重要であると認められる虚偽表示および/または発生しうる虚偽表示を考慮に入れている。

我々は、監査において識別された191 百万円超の虚偽表示および定性的な理由から報告すべきと認められるより少額の虚偽表示を報告することについて、執行取締役と合意している。

チームングおよび専門家の利用

会社は東京 (日本) とアムステルダム (オランダ) 両方で事業を行っている。我々は、統合された監査チームを結成し、監査チームは双方の場所で監査を実施している。我々は、監査チームが、銀行業界における上場顧客の監査に必要な適切なスキルと能力を備えていることを確認した。我々は、IT監査および所得税の分野の専門家を起用し、デリバティブおよびその他の公正価値で指定された金融商品の評価において、独自の専門家を活用した。

不正行為や法令および規制の不遵守への注力

我々の責任

我々は、企業の不正または法令等の不遵守の防止に対して責任は負わず、法令等の不遵守の全てを発見することが期待されているわけではないが、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体としての財務諸表に重要な虚偽表示がないことについて合理的な保証を得る責任がある。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。なぜなら、不正は共謀、偽造、意図的な不作為、虚偽の説明、または内部統制の逸脱を伴う場合が多いからである。

不正リスクに関する監査対応

我々は、不正行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを識別し、評価した。監査の過程で、会社および会社を取り巻く環境、内部統制システムの構成要素（リスク評価プロセス、不正リスクへ対応する執行取締役のプロセス、内部統制システムの監視を含む）およびその結果について理解を深めた。

我々は、潜在的な不正リスクを考慮の上、執行取締役のリスク評価を行うために、取締役会報告書の「リスク管理の目的および方針」および注記23「リスク管理」を参照している。

我々は、内部統制システムの整備・運用状況、特に不正リスクの評価、ならびに行動規範やインシデント登録について、野村グループレベルでの評価を行った。不正リスクを軽減するためにデザインされた内部統制のデザインおよび実施状況の評価し、適切と考えられる場合にはその運用の有効性をテストした。

我々は、不正リスクを特定するプロセスの一環として、不正な財務報告と資産の流用に関する不正リスク要因を評価した。我々は、これらの要因が、不正による重要な虚偽表示のリスクが存在することを示しているかどうかを評価した。

我々は、企業が想定しない要素を監査に取り入れた。また、その他の監査手続の結果も考慮し、発見された事項が不正または法令違反を示唆するものでないかも評価した。

我々は、すべての組織に存在するリスクである、執行取締役による内部統制の無効化に関係したリスク対応手続を行った。これらのリスクに関しては、特に財務諸表の注記2.2「重要な会計上の判断、見積もりおよび仮定」に開示されている主観的な測定および複雑な取引に関する当社による会計方針の選択および適用が、不正な財務報告を示唆しているかどうかを評価する手続などを実施した。また、財務報告プロセスにおけるリスクの高い仕訳およびその他の修正仕訳を特定し、それに対応するために、データ分析を用いた。我々は、関連当事者との取引を含む重要かつ通例でない取引の事業上の合理性（またはその欠如）を評価した。

不正リスクを識別し、評価する際、収益認識に不正のリスクがあると推定した。我々は、特にデリバティブ金融商品の純トレーディング収益および純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純利益／（損失）に含まれる利益が、そのようなリスクを生じさせると評価した。収益認識に関する不正の推定されるリスクに対応した監査手続については、監査上の重要な事項に対する監査アプローチの記述である「デリバティブ金融商品の評価」及び「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の評価」に記載している。

我々は、入手可能な情報を検討し、アムステルダムおよび東京の関連役員ならびに執行取締役、野村グループの内部監査部門、法務部門、法務部門およびコンプライアンス部門に質問を行った。

我々が特定した不正リスク、調査およびその他の入手可能な情報からは、財務諸表の概観に重要な影響を及ぼす可能性のある不正または不正の疑いのある特定の兆候は得られなかった。

法令等を遵守しないリスクに関する監査対応

我々は、財務諸表における重要な金額および開示の決定に直接的な影響を及ぼすこれらの法令の規定の遵守に関して、適切な監査手続を実施した。さらに、我々は、一般的な業界の経験に基づき、財務諸表に重要な影響を及ぼすと合理的に予想される法令および規定違反のリスクについて、取締役等との意見交換、議事録の閲覧、内部監査およびコンプライアンス報告書の閲覧ならびに取引内容、会計帳簿の記載内容および開示内容に関する実証テストを実施し、これらのリスクについて検討を行った。

我々は、監査期間中において、弁護士からの書簡を閲覧し、執行取締役から規制当局へのやりとりがなかったとの報告を受け、コンプライアンス違反（の疑い）の兆候に注意を払い続けた。最終的に、法令違反の既知の事例がすべて開示されている旨の書面による表明を得た。

継続企業の前提に関する監査対応

財務諸表注記2.1「作成基準」に記載のとおり、財務諸表は継続企業の前提に基づいて作成されている。財務諸表の作成にあたり、執行取締役は、継続企業として事業を継続し、予測可能な将来にわたって事業を継続する能力について具体的な評価を行った。

我々は、専門家としての判断と懐疑心を維持しながら、具体的な評価について執行取締役と協議し、評価した。

我々は、財務諸表監査を通じて入手した当監査法人の知識および理解などに基づく執行取締役の継続企業の評価に、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が全て含まれているかどうかを検討した。重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において、財務諸表における関連する開示に注意を喚起するか、そのような開示が不十分である場合には、意見を修正することが要求される。

我々は、実施した手続きに基づき、継続企業の前提に関する重要な不確実性、または経営者による継続企業の前提に基づく会計処理の採用が不適切であることを示す事項は認められなかった。我々の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象や状況により、継続企業の前提が継続しなくなる可能性は否定できない。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、財務書類監査において我々の職業的専門家としての判断にとって最も重要な事項のことである。我々は執行取締役に監査上の主要な事項を伝達している。監査上の主要な事項は、議論されたすべての事項を包括的に考慮したものではない。

前事業年度と比較して、監査上の主要な事項に変更はなかった。

デリバティブ金融商品の評価	
リスク	ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイのデリバティブポートフォリオは非上場デリバティブから構成されており、それらの価値は市場で観察可能なインプット（主にレベル2）と市場で観察不能なインプット（主にレベル3）両方のインプットを使用した価格評価モデルに基づいて算定される。デリバティブ金融商品は、損益（純トレーディング収益/（損失））を通じて公正価値で測定している。 我々は、財務書類の注記14および注記24において開示されているデリバティブ金融商品の公正価値を監査上の主要な事項として認識している。その判断においては、財政状態全体および重要性に対する関連する勘定残高の大きさ、およびデリバティブに固有の見積りの本質的な複雑性に起因する、関係するデリバティブ金融商品の評価を誤るリスクも考慮に入れている。また、我々はデリバティブ金融商品の純トレーディング収益の認識において、不正リスクを推定している。
我々の監査アプローチ	我々の監査手続は、他の手続と同様に、IFRS第13号公正価値測定に準拠したデリバティブ金融商品の評価に関連する会社の会計方針の適切性、現行の業界慣行、およびこれらが継続的に適用されているかどうかについて評価することが含まれていた。 我々は、デリバティブの価格評価プロセスの理解を得て、内部統制のデザインを評価し、運用状況の有効性をテストした。これは、経営者役による重要なインプットおよび公正価値評価に含まれる見積もりに対する評価に関連した虚偽表示のリスクに対処するための、モデルの妥当性評価プロセスおよび独立した価格評価の検証プロセス内の統制を含んでいる。またそれは、現在の市場状況におけるモデルのパフォーマンスや適合性に対する内部統制の検証も含んでいる。 加えて、我々はデリバティブの評価手法について評価し、デリバティブ評価に用いたもっとも重要なインプットを、市場性のある観察可能なインプットについては独立に取得した市場データと、市場性のない観察可能なインプットについてはその他の第三者から取得した市場データと比較することによってテストした。さらに、我々はCVAとDVA（信用評価調整）の正確性について検証した。 我々は、保有されているデリバティブの公正価値について我々自身の価格評価の専門家による補助を得ながら独立したテストを実施した。 さらに我々は、関連する開示の正確性と網羅性を評価した。
重要な見解	我々の実施した監査手続において、EU-IFRSsに準拠したデリバティブ金融商品の評価について、重要な検出事項は発見されなかった。

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の評価	
リスク	ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイは純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債を発行しており、それらの価値は様々な価格評価モデルに基づいて算定される。これらの金融負債は市場で観察可能なインプット（主にレベル2）と市場で観察不能なインプット（主にレベル3）両方のインプットを使用した価格評価モデルに基づいて算定される。純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純利益／（損失）は損益計算書に含まれている。 我々は、財務書類の注記20および注記24において開示されている純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の公正価値を監査上の主要な事項として認識している。その判断においては、財政状態全体および重要性に対する関連する勘定残高の大きさ、および純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に固有の見積りの本質的な複雑性に起因する、関係する純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の評価を誤るリスクも考慮に入れている。また、我々は純損益を通じて公正価値で評価される金融負債に関する純利益／（損失）に含まれる利益の認識において、不正リスクを推定している。
我々の監査アプローチ	我々の監査手続は、他の手続と同様に、IFRS第9号金融商品およびIFRS第13号公正価値測定に準拠した純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の評価に関連する会社の会計方針の適切性、現行および／または新規の業界慣行、およびこれらが継続的に適用されているかどうかについて評価することが含まれていた。 我々は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の価格評価プロセスの理解を得て、内部統制のデザインを評価し、運用状況の有効性をテストした。これは、経営者による重要なインプットおよび公正価値評価に含まれる見積もりに対する評価に関連した虚偽表示のリスクに対処するための、モデルの妥当性評価プロセスおよび独立した価格検証プロセス内の統制を含んでいる。またそれは、現在の市場状況におけるモデルのパフォーマンスや適合性に対する内部統制も含んでいる。 加えて、我々は評価手法について評価し、評価に用いたもっとも重要なインプットを、市場性のある観察可能なインプットについては独立に取得したマーケットデータと、市場性のない観察可能なインプットについてはその他の第三者から取得したマーケットデータと照合することによってテストした。さらに、我々は自己の信用リスクに関連する評価調整の正確性について検証した。我々は、発行されているポジションの公正価値について我々自身の価格評価の専門家による補助を得ながら独立したテストを実施した。 さらに、我々は関連する開示の正確性と網羅性を評価した。
重要な見解	我々の実施した監査手続において、EU-IFRSsに準拠した純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の評価について、重要な検出事項は発見されなかった。

関係会社および関連当事者への貸付金の評価	
リスク	財務書類の注記2.3(e)に記載の通り、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイは関係会社および関連当事者への貸付金に関する予想信用損失に対して信用損失引当金を計上することを求められている。信用損失引当金は、当初認識時以降、信用リスクが著しく増加していない限り、向こう12ヶ月のデフォルト確率に起因する予想信用損失に基づいている。なお、当初認識時以降、信用リスクが著しく増加している場合には、引当金は当該資産の予想残存期間におけるデフォルト確率に基づくこととなる。 我々は、財務書類の注記12において開示されている関係会社および関連当事者への貸付金を監査上の主要な事項として認識している。その判断は、関係会社および関連当事者への貸付金の大きさおよび減損が会社の業績に重要な影響を及ぼす可能性に基づいている。
我々の監査アプローチ	我々の監査手続は、他の手続と同様に、IFRS第9号金融商品に準拠した予想信用損失の認識に関連する会社の会計方針の適切性について評価することが含まれていた。我々は、会計方針や見積りの際に適用される手法が継続的に適用されているかについて評価した。 我々は、減損のプロセスとモデルについての理解を得ることによって関係会社および関連当事者への貸付金の評価を検証した。我々は、減損手法および予想信用損失の計算について評価した。我々は、信用リスクの著しい増加を判定するための基準を検証し、内部の信用格付けの正確性をテストした。 我々は、将来の予測を含むデフォルトの確率の決定を評価した。我々は経営者による現行および予想市場状況の予想信用損失に対する影響評価について評価した。さらに、我々は2026年3月31日時点における損失引当金について再計算した。 加えて、我々は関連する開示の正確性と網羅性を評価した。
重要な見解	我々の実施した監査手続において、EU-IFRSsに準拠した関係会社および関連当事者への貸付金の評価について、重要な検出事項は発見されなかった。

XBRLタグ付けを含むSBR規制技術基準への準拠 (未監査)

我々は、SBRドメインの商業登録簿の規制技術基準 (適用されたeXtensible Business Reporting Language (XBRL) タグ付けを含む) の要件への準拠については検証を行っておらず、したがって、当該事項に関して意見を表明していない。

アニュアル・レポートに含まれるその他の情報に関する報告

財務書類および我々の監査報告書に加えて、アニュアル・レポートはその他の情報を含んでいる。

実施した以下の手続に基づいて、我々はその他の情報が以下であると結論付けた。

- ・その他の情報が財務書類と整合しており、重要な虚偽記載が含まれていない。
- ・その他の情報が、経営者による報告書についてオランダ民法典第2編第9章で要求される情報およびオランダ民法典第2編第9章で要求されるその他の情報を含んでいる。

我々はその他の情報を通読した。我々の財務書類監査などを通じて獲得した知識および理解に基づいて、我々はその他の情報が重要な虚偽記載を含んでいるか否か検討した。これらの手続を実施することによって、我々はオランダ民法典第2編第9章およびオランダ監査基準720の要求を順守することとなる。実施された手続の範囲は、我々の財務書類監査において実施された手続きの範囲より著しく狭い。

執行取締役は、オランダ民法典第2編第9章に従った経営者による報告書およびオランダ民法典第2編第9章で要求されているその他の情報を含む、その他の情報の作成に責任を負っている。

財務書類に関する責任の記述

財務書類に対する執行取締役の責任

執行取締役の責任は、EU-IFRSsおよびオランダ民法典第2編第9章に準拠した財務書類の作成および公正な表示をすることにある。さらに、執行取締役は、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成に必要と判断した内部統制にも責任を負っている。

財務書類作成の一環として、執行取締役は会社が継続企業として事業を継続する能力を評価することについて責任を負う。上述の財務報告の枠組みによると、執行取締役は、執行取締役が会社を清算するかまたは営業を終了する意図があるか、あるいはそうするしか現実的な選択肢がないという場合以外には、継続企業の前提に基づく会計を用いて財務書類を作成しなければならない。執行取締役は財務書類において、会社の継続企業の前提に重要な疑義をもたらす事象または状況を開示しなければならない。

財務書類監査に対する監査人の責任

我々の目的は、意見表明のための十分かつ適切な監査証拠を得ることができるように監査を計画し、実施することである。

我々の監査は、絶対的ではないが高い保証水準で実施される。絶対的ではないが高い保証水準とは、我々が監査手続を通じて不正によるか誤謬によるかを問わず、すべての重要な虚偽表示を発見できない可能性があることを意味する。

虚偽表示は不正または誤謬から生じる。虚偽表示は個別にまたは組み合わせさせた結果、財務書類利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に認められる場合は、重要であると判断される。重要性は、我々の監査手続の種類、時期ならびに範囲、および識別された虚偽表示が我々の意見に与える影響の評価に関係する。

我々は、オランダの監査基準、倫理規定および独立性規制に準拠して、監査の全期間を通じて職業的専門家としての判断を行使し、また職業的専門化としての懐疑心を保持した。上記の「我々の意見の裏付けとなる情報」のセクションには、我々の責任および我々の意見の根拠として行われた作業の概要が記載されている。我々の監査はさらに以下のことを含んでいる：

- ・ 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価すること。これらのリスクに対応する監査手続を立案し、実施すること。意見表明の基礎を提供するための十分かつ適切な監査証拠を得ること。
- ・ 与えられた状況において適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制の理解を得ること。内部統制の理解は、会社の内部統制の有効性について意見を表明するためのものではない。
- ・ 執行取締役による会計方針の適切性、会計上の見積りの合理性、および関連する開示を評価すること。
- ・ 開示を含む、財務書類の全体的な表示、構成および内容について評価すること。
- ・ 会計情報の元となる取引および事象が財務書類において公正な開示を達成できるように表示されているかを評価すること。

コミュニケーション

我々は、計画された監査の範囲ならびに時期、および監査期間において識別された内部統制上の発見事項を含む重要な監査上の発見事項を、執行取締役に伝達している。

我々は、独立性に関する倫理的な要件を充足している旨、執行取締役に報告している。我々は、独立性に影響を及ぼすと合理的に判断されるすべての関係性およびその他の事項について、また適用可能な場合には関連するセーフガードについて、執行取締役に伝達している。

我々は、執行取締役と協議した事項から、当期の財務書類監査においてもっとも重要な事項、すなわち監査上の主要な事項を決定している。我々は、法律または規制が公衆への開示を妨げる場合、または非常に稀な状況においてその事項を開示しないことが公衆の利益にかなう場合以外には、それらの事項を監査報告書に記載している。

その他の法律上・規制上の要件に関する報告

契約について

我々は会社の執行取締役によってノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイの財務書類監査の監査人に任命されている。我々はどの会計年度から法定監査人として業務を行っているかを判断することは可能ではないが、少なくとも20年にわたり法定監査人を務めている。

アムステルダム、2026年7月3日

イーワイ・アカウンタンツ・ビーヴィ

P.J.A.J. ナイセン (署名)

[次へ](#)

Independent auditor's report

To: the shareholder and managing directors of Nomura Europe Finance N.V.

Report on the audit of the financial statements for the year ended 31 March 2026 included in the annual report

Our opinion

We have audited the accompanying financial statements for the financial year ended 31 March 2026 of Nomura Europe Finance N.V. based in Amsterdam, the Netherlands.

In our opinion the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Europe Finance N.V. as at 31 March 2026 and of its result and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards as adopted in the European Union (EU-IFRSs) and with Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code.

The financial statements comprise:

- The statement of financial position as at 31 March 2026
- The following statements for the year ended 31 March 2026: the income statement, the statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows
- The notes comprising material accounting policy information and other explanatory information

Basis for our opinion

We conducted our audit in accordance with Dutch law, including the Dutch Standards on Auditing. Our responsibilities under those standards are further described in the Our responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We are independent of Nomura Europe Finance N.V. in accordance with the Wet toezicht accountantsorganisaties (Wta, Audit firms supervision act), the Verordening inzake de onafhankelijkheid van accountants bij assurance-opdrachten (ViO, Code of Ethics for Professional Accountants, a regulation with respect to independence) and other relevant independence regulations in the Netherlands, as applicable to audits of financial statements of publicly traded entities. Furthermore, we have complied with the Verordening gedrags- en beroepsregels accountants (VGBA, Dutch Code of Ethics for Professional Accountants).

We believe the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information in support of our opinion

We designed our audit procedures in the context of our audit of the financial statements as a whole and in forming our opinion thereon. The following information in support of our opinion and any findings were addressed in this context, and we do not provide a separate opinion or conclusion on these matters.

Our understanding of the business

Nomura Europe Finance N.V. (the company) is a wholly owned subsidiary of Nomura Holdings, Inc. (NHI). The company's objectives are to assist NHI and its subsidiaries (together: the Nomura Group) in activities such as raising funds from the global debt capital markets and providing funding for the Nomura Group internationally. The company also issued medium-term notes in the form of Japanese Depositary Receipts (JDRs) listed on the Tokyo Stock Exchange. Contractual due amounts of these notes may link to various indices. For risk management purposes, the company uses derivative instruments with other entities within Nomura Group to economically hedge the risk arising from the fluctuations of indices.

We paid specific attention in our audit to a number of areas driven by the operations of the company and our risk assessment.

We determined materiality and identified and assessed the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error in order to design audit procedures responsive to those risks and to obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Materiality

Materiality	JPY 3,835 million (31 March 2025: JPY 3,638 million)
Benchmark applied	0.5% of “debt issued and other borrowing” and “financial liabilities designated at fair value through profit or loss” as at 31 March 2026 (31 March 2025: 0.5%)
Explanation	We have used “debt issued and other borrowing” and “financial liabilities designated at fair value through profit or loss” as benchmark as we believe the total balance of these accounts is the most important metric for the users of the financial statements. We determined materiality consistently with the previous financial year.

We have also taken into account misstatements and/or possible misstatements that in our opinion are material for the users of the financial statements for qualitative reasons.

We agreed with the managing directors that misstatements in excess of JPY 191 million, which are identified during the audit, would be reported to them, as well as smaller misstatements that in our view must be reported on qualitative grounds.

Teaming and use of specialists

The company has operations in both Tokyo (Japan) and Amsterdam (the Netherlands). We have created an integrated audit team and have audit team members performing the audit work in both locations. We ensured that the audit team included the appropriate skills and competences which are needed for the audit of a listed client in the finance industry. We included specialists in the areas of IT audit and income tax and have made use of our own experts in the areas of valuations derivatives and other financial instruments designated at fair value.

Our focus on fraud and non-compliance with laws and regulations

Our responsibility

Although we are not responsible for preventing fraud or non-compliance and we cannot be expected to detect non-compliance with all laws and regulations, it is our responsibility to obtain reasonable assurance that the financial statements, taken as a whole, are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

Our audit response related to fraud risks

We identified and assessed the risks of material misstatements of the financial statements due to fraud. During our audit we obtained an understanding of the company and its environment and the components of the system of internal control, including the risk assessment process and the managing directors' process for responding to the risks of fraud and monitoring the system of internal control, as well as the outcomes. We refer to section “Objective and policy of risk management” of the managing directors' report and note 23 “Risk management” to the financial statements for the managing directors' risk assessment after consideration of potential fraud risks.

We evaluated the design and relevant aspects of the system of internal control and in particular the fraud risk assessment, as well as the code of conduct and incident registration at the Nomura group level. We evaluated the design and the implementation and, where considered appropriate, tested the operating effectiveness, of internal controls designed to mitigate fraud risks.

As part of our process of identifying fraud risks, we evaluated fraud risk factors with respect to financial reporting fraud and misappropriation of assets. We evaluated whether these factors indicate that a risk of material misstatement due to fraud is present.

We incorporated elements of unpredictability in our audit. We also considered the outcome of our other audit procedures and evaluated whether any findings were indicative of fraud or non-compliance.

We addressed the risks related to management override of controls, as this risk is present in all organizations. For these risks we have, among other things, performed procedures to evaluate whether the selection and application of accounting policies by the company, particularly those relating to subjective measurements and complex transactions, as disclosed in Note 2.2 “Significant accounting judgements, estimates and assumptions” to the financial statements, may be indicative to fraudulent financial reporting. We have also used data analysis to identify and address high-risk journal entries and other adjustments made in the financial reporting process. We evaluated the business rationale (or the lack thereof) of significant extraordinary transactions, including those with related parties.

When identifying and assessing fraud risks we presumed that there are risks of fraud in revenue recognition. We evaluated that net trading income on derivative financial instruments and the gain included in the Net gain/(loss) on financial liabilities designated at fair value through profit or loss in particular give rise to such risks. We describe the audit procedures responsive to the presumed risks of fraud in revenue recognition in the description of our audit approach for the key audit matters “Valuation of derivative financial instruments and Valuation of financial instruments designated at fair value through profit or loss”.

We considered available information and made enquiries of relevant executives both in Amsterdam and Tokyo, the managing directors, and Nomura Group’s internal audit, legal and compliance departments.

The fraud risks we identified, enquiries and other available information did not lead to specific indications for fraud or suspected fraud potentially materially impacting the view of the financial statements.

Our audit response related to risks of non-compliance with laws and regulations

We performed appropriate audit procedures regarding compliance with the provisions of those laws and regulations that have a direct effect on the determination of material amounts and disclosures in the financial statements. Furthermore, we assessed factors related to the risks of non-compliance with laws and regulations that could reasonably be expected to have a material effect on the financial statements from our general industry experience, through discussions with the managing directors, reading minutes, inspection of Nomura Group’s internal audit and compliance reports, and performing substantive tests of details of classes of transactions, account balances or disclosures.

We also inspected the lawyers’ letter and we have been informed by the managing directors that there was no correspondence with regulatory authorities and remained alert to any indication of (suspected) non-compliance throughout the audit. Finally, we obtained written representations that all known instances of non-compliance with laws and regulations have been disclosed to us.

Our audit response related to going concern

As disclosed in Note 2.1 “Basis of accounting” to the financial statements, the financial statements have been prepared on a going concern basis. When preparing the financial statements, the managing directors made a specific assessment of the company’s ability to continue as a going concern and to continue its operations for the foreseeable future.

We discussed and evaluated the specific assessment with the managing directors exercising professional judgment and maintaining professional skepticism.

We considered whether the managing directors' going concern assessment, based on our knowledge and understanding obtained through our audit of the financial statements or otherwise, contains all relevant events or conditions that may cast significant doubt on the company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion.

Based on our procedures performed, we did not identify material uncertainties about going concern or the managing directors' use of the going concern basis of accounting. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause a company to cease to continue as a going concern.

Our key audit matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgment, were of most significance in our audit of the financial statements. We have communicated the key audit matters to the managing directors. The key audit matters are not a comprehensive reflection of all matters discussed.

In comparison with previous year, our key audit matters did not change.

Valuation of derivative financial instruments	
Risk	The derivatives portfolio of Nomura Europe Finance N.V. comprises of non-listed derivatives where the values are based on valuation techniques using both market observable (mainly level 2 positions) and non-market observable (mainly level 3 positions) inputs. The derivative financial instruments are measured at fair value through profit and loss (net trading income/(loss) on derivative financial instruments). We consider the fair value of derivative financial instruments as disclosed in note 14 and note 24 to the financial statements a key audit matter due to the relative size of the related accounts as compared to the financial position and materiality, and given the inherent complexity of the estimates with a resulting risk for incorrect valuation of the derivative financial instruments. Moreover, we presumed risks of fraud in the recognition of the net trading income on derivative financial instruments.
Our audit approach	Our audit procedures included, amongst others, evaluating the appropriateness of the company's accounting policies relating to the valuation of derivative financial instruments in accordance with IFRS 13 Fair Value Measurement as well as current industry practices and whether these have been applied consistently. We have obtained an understanding of the derivatives valuation process, evaluated the design and tested operating effectiveness of internal controls. This includes those controls within the model validation process and the independent price verification process that address the risk of material misstatement relating to management's assessment of the significant inputs and estimates included in fair value measurement. It also includes the testing of model performance and suitability controls in the current market conditions. Furthermore, we evaluated valuation methodologies and tested the most significant valuation inputs by reconciling these inputs to independently sourced market data for market observable inputs and other third-party sources for non-market observable inputs. In addition, we tested the accuracy of the valuation adjustments relating to CVA and DVA. We performed independent testing on fair values of positions held with the support of our own valuation specialists. Additionally, we evaluated the relevant disclosures for accuracy and completeness.
Key observations	Based on our procedures, we have no material findings on the valuation of derivative financial instruments in accordance with EU-IFRSs.

Valuation of financial liabilities designated at fair value through profit or loss	
Risk	Nomura Europe Finance N.V. issues financial liabilities which are designated at fair value through profit or loss, where the values are based on valuation techniques using both market observable (mainly level 2 positions) and non-market observable (mainly level 3 positions) inputs. The net gain/(loss) on financial liabilities designated at fair value through profit and loss is included in the income statement. We consider the fair value of financial liabilities designated at fair value through profit or loss as disclosed in note 20 and note 24 to the financial statements a key audit matter due to the relative size of the account as compared to the financial position and materiality, and given the inherent complexity of the estimates with a resulting risk for incorrect valuation of the financial liabilities designated at fair value through profit or loss. Moreover, we presumed risks of fraud in the recognition of the gain included in the Net gain/(loss) on financial liabilities designated at fair value through profit or loss.
Our audit approach	Our audit procedures included, amongst others, evaluating the appropriateness of the company's accounting policies relating to the valuation of financial liabilities designated at fair value through profit or loss in accordance with IFRS 9 Financial Instruments and IFRS 13 Fair Value Measurement as well as current industry practices and whether these have been applied consistently. We have obtained an understanding of the financial liabilities designated at fair value through profit or loss valuation process and evaluated the design and tested operating effectiveness of internal controls. This includes those controls within the model validation process and the independent price verification process that address the risk of material misstatement relating to management's assessment of the significant inputs and estimates included in fair value measurement. It also includes the testing of model performance and suitability controls in the current market conditions. Furthermore, we evaluated valuation methodologies and tested the most significant valuation inputs by reconciling of these inputs to independently sourced market data for market observable inputs and other third-party sources for non-market observable inputs. In addition, we tested the accuracy of the valuation adjustments relating to own credit risk. We performed independent testing on fair values of positions issued with the support of our own valuation specialists. Additionally, we evaluated the relevant disclosures for accuracy and completeness.
Key observations	Based on our procedures, we have no material findings on the valuation of financial liabilities designated at fair value through profit or loss in accordance with EU-IFRSs.

Valuation of loans and advances to affiliates	
Risk	As disclosed in Note 2.3 (e) of the financial statements, Nomura Europe Finance N.V. is required to record an impairment allowance for expected credit losses for the loans and advances to affiliates. The impairment allowance is based on the expected credit losses associated with the probability of default in the next 12 months unless there has been a significant increase in credit risk since origination, in which case the allowance is based on the probability of default over the expected life of the instrument. We consider the valuation of the loans and advances to affiliates as disclosed in Note 12 to the financial statements a key audit matter due to the size of the loans and advances to affiliates and given that an impairment may have a material effect on the company's result.
Our audit approach	Our audit procedures included, amongst others, evaluating the appropriateness of the company's accounting policies related to recognition of expected credit losses in accordance with IFRS 9 Financial Instruments. We evaluated whether the accounting policies and methods applied for making estimates have been applied consistently. We have verified the valuation of loans and advances to affiliates by obtaining an understanding of the impairment process and model. We assessed the impairment methodology and expected credit loss calculation. We verified the criteria for identifying significant increase in credit risk and tested the accuracy of internal credit ratings. We evaluated the determination of the probability of default including forward-looking information. We evaluated management's impact assessment for current and expected market conditions on expected credit losses. Furthermore, we recalculated the impairment allowance as per 31 March 2026. Additionally, we evaluated the relevant disclosures for accuracy and completeness.
Key observations	Based on our procedures, we have no material findings on the valuation of loans and advances to affiliates in accordance with EU-IFRSs.

Compliance with SBR Regulatory Technical Standard, including XBRL mark-ups, unaudited

We did not examine the compliance with the requirements of the Regulatory Technical Standard of the SBR domain Trade Register (including the applied eXtensible Business Reporting Language (XBRL) mark-ups) and, accordingly, do not express an opinion thereon.

Report on other information included in the annual report

The annual report contains other information in addition to the financial statements and our auditor's report thereon.

Based on the following procedures performed, we conclude that the other information:

- Is consistent with the financial statements and does not contain material misstatements
- Contains the information as required by Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code for the management report and the other information as required by Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code.

We have read the other information. Based on our knowledge and understanding obtained through our audit of the financial statements or otherwise, we have considered whether the other information contains material misstatements. By performing these procedures, we comply with the requirements of Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code and the Dutch Standard 720. The scope of the procedures performed is substantially less than the scope of those performed in our audit of the financial statements.

The managing directors are responsible for the preparation of the other information, including the management report in accordance with Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code and other information required by Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code.

Description of responsibilities regarding the financial statements

Responsibilities of the managing directors for the financial statements

The managing directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with EU-IFRSs and Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code. Furthermore, the managing directors are responsible for such internal control as the managing directors determine is necessary to enable the preparation of the financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

As part of the preparation of the financial statements, the managing directors are responsible for assessing the company's ability to continue as a going concern. Based on the financial reporting framework mentioned, the managing directors should prepare the financial statements using the going concern basis of accounting unless the managing directors either intend to liquidate the company or to cease operations or have no realistic alternative but to do so. The managing directors should disclose events and circumstances that may cast significant doubt on the company's ability to continue as a going concern in the financial statements.

Our responsibilities for the audit of the financial statements

Our objective is to plan and perform the audit engagement in a manner that allows us to obtain sufficient and appropriate audit evidence for our opinion.

Our audit has been performed with a high, but not absolute, level of assurance, which means we may not detect all material misstatements, whether due to fraud or error during our audit.

Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements. The materiality affects the nature, timing and extent of our audit procedures and the evaluation of the effect of identified misstatements on our opinion.

We have exercised professional judgment and have maintained professional skepticism throughout the audit, in accordance with Dutch Standards on Auditing, ethical requirements and independence requirements. The Information in support of our opinion section above includes an informative summary of our responsibilities and the work performed as the basis for our opinion.

Our audit further included among others:

- Performing audit procedures responsive to the risks identified, and obtaining audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion
- Obtaining an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the company's internal control
- Evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the managing directors
- Evaluating the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures
- Evaluating whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation

Communication

We communicate with the managing directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant findings in internal control that we identify during our audit.

We provide the managing directors with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and to communicate with them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, related safeguards.

From the matters communicated with the managing directors, we determine the key audit matters: those matters that were of most significance in the audit of the financial statements. We describe these matters in our auditor's report unless law or regulation precludes public disclosure about the matter or when, in extremely rare circumstances, not communicating the matter is in the public interest.

Report on other legal and regulatory requirements

Engagement

We were engaged by the managing directors as auditor of Nomura Europe Finance N.V. We are unable to determine since which financial year we have operated as the statutory auditor, but we have operated as a statutory auditor for at least 20 years.

Amsterdam, 3 July 2026

EY Accountants B.V.

P.J.A.J. Nijssen